

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

～活力ある・明るく住みよい豊かなまち、環境にやさしい循環型のまちを目指して～

令和3年度～令和12年度

五所川原市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 ごみ処理基本計画の位置付け	3
3 計画の区域	3
4 計画期間	3
第2章 五所川原市におけるごみ処理の現状と課題	4
1 ごみの区分と種類	4
2 ごみの分別と処理体制	7
3 ごみ排出量	10
4 ごみ処理の方法と資源化量	13
5 ごみ処理施設	15
6 環境美化等の普及啓発活動	17
7 ごみ処理経費	17
第3章 基本計画の目標	18
第1節 計画の基本方針	18
第2節 数値目標	19
1 ごみ排出量に関する目標	19
2 資源の有効利用に関する目標	20
3 埋立処分量に関する目標	20
第3節 基本計画の体系	21
第4章 施策の基本方向と展開	22
第1節 ごみを出さないシステムづくり	22
1 施策の基本方向	22
2 施策の展開	22
3 市民・事業者・市が取り組むこと	28
第2節 資源を有効に活用するシステムづくり	28
1 施策の基本方向	28
2 施策の展開	29
3 市民・事業者・市が取り組むこと	32
第3節 安全で確実なごみ処理を進めるシステムづくり	33
1 施策の基本方向	33
2 施策の展開	33
第4節 環境教育の充実ときれいなまちづくりの推進	38
1 施策の基本方向	38
2 施策の展開	38

第5章 計画推進のために	40
第1節 市民や事業者との協働による取り組みの展開	40
1 市民・事業者・市の役割分担	40
第2節 計画の進行管理と評価	40
1 進行管理体制の充実	40
2 評価体制の確立	40

参 考 資 料

- ◆ 総括的事項
 - ・ごみ処理事業に係る経費（平成30年度実績） 43
 - ・ごみ処理量の状況 44
(県内10市及び近隣自治体／平成30年度実績)
- ◆ 「もったいない・あおもり県民運動」
 - ・「もったいない・あおもり県民運動」行動宣言（抜粋） 45
 - ・「もったいない・あおもりルール」 45
- ◆ 五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 48
- ◆ 火災による残存物の処理要綱 52
- ◆ 五所川原市災害廃棄物処理計画（抜粋） 54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

私たちを取り巻くごみ問題の多くは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動やライフスタイルがもたらしたもので、**地球規模での環境問題^{注1}**にも大きな影響を及ぼしており、本市においても、埋立中心のごみ処理から、ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会への転換を図ることが課題となっています。

こうしたことから、平成23年3月に策定した「ごみ処理基本計画」（平成26年度改訂）に基づき、ごみの排出抑制、減量化・資源化に関する各種施策に取り組んだ結果、ごみの総排出量や埋立処分量が減少するなど、一定の成果を上げてきました。

しかし、一方では、依然としてリサイクル率が全国的にみても低いことや、リサイクル残渣の割合が高いなど、ごみの減量化とリサイクルの推進に向け、市民・事業者・市が連携して取り組むべき課題も残されています。

また、国では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の**3R^{注2}**を基本に、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、廃棄物やリサイクルの施策を進める法体系も構築されております。

このような背景を踏まえ、本市では、関係法令の動向や社会状況に適切に対応するとともに、近年深刻化している地球温暖化などの地球規模での環境問題の解決に向け、環境への負荷の低減という視点に立ったごみ処理を展開することとし、市民・事業者・市それぞれが役割と責任を担いながら、限りある資源を大切にし、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ循環型社会の形成に向け、より積極的に取り組むため、現行の基本計画を改訂することとし、新たな「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

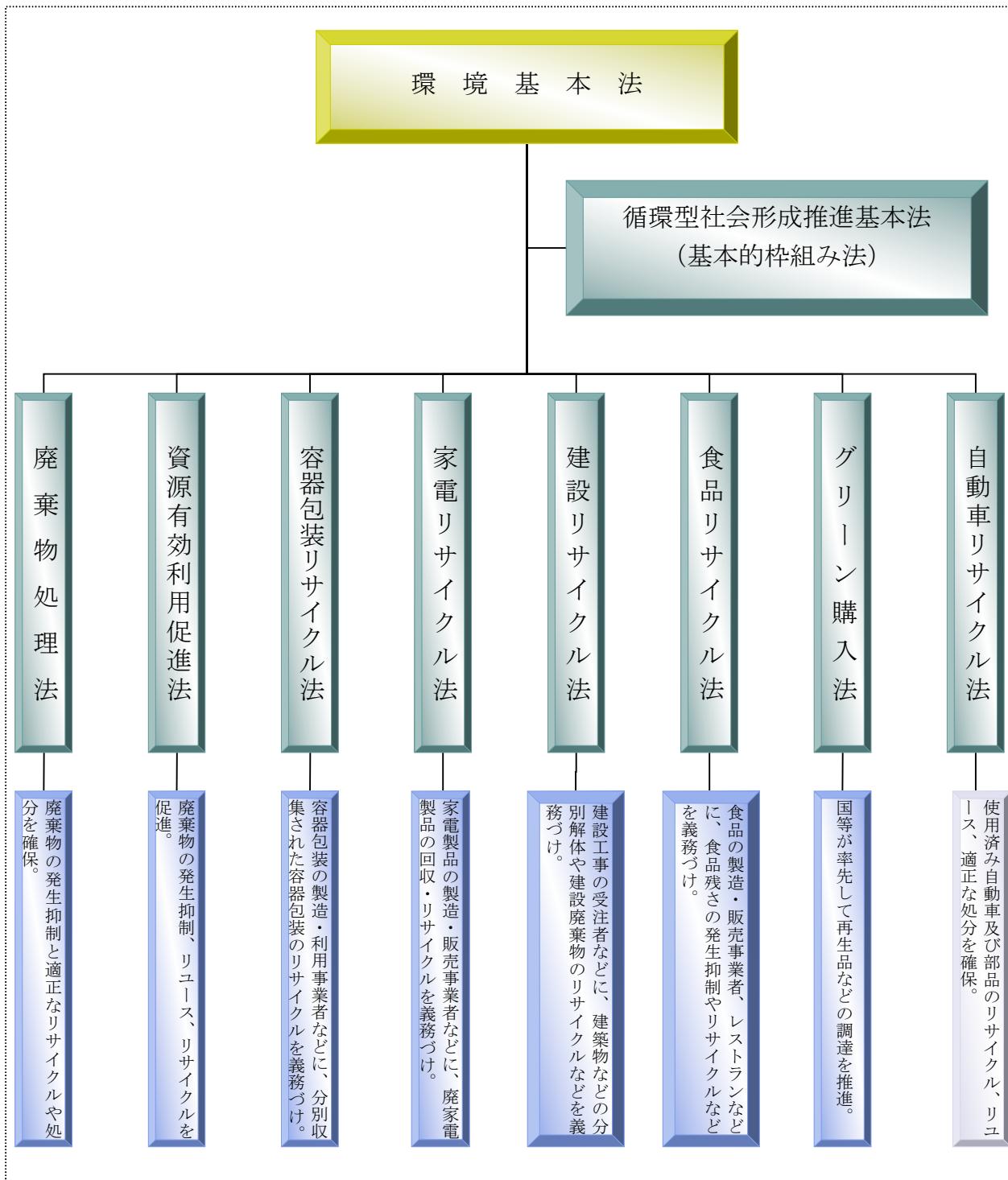
注1 地球規模での環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる地球的視野に立った環境問題で、地球温暖化やオゾン層の破壊、天然資源の枯渇などの問題があります。

注2 3R

3Rとは、リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生使用、再資源化）の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負担をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。

〈循環型社会形成推進関連法体系図〉



※廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律

資源有効利用促進法…資源の有効な利用の促進に関する法律

容器包装リサイクル法…容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

家電リサイクル法…特定家庭用機器再商品化法

建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

食品リサイクル法…食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

グリーン購入法…国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

自動車リサイクル法…使用済み自動車の再資源化等に関する法律

2 ごみ処理基本計画の位置付け

◆ 基本的事項

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、家庭ごみ・事業系ごみを対象に、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

3 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。ただし、施策の推進に当たっては、適正なごみ処理の観点から、関係法令等も踏まえながら広域的な対応も視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等と相互に連携・協力を図ることとします。

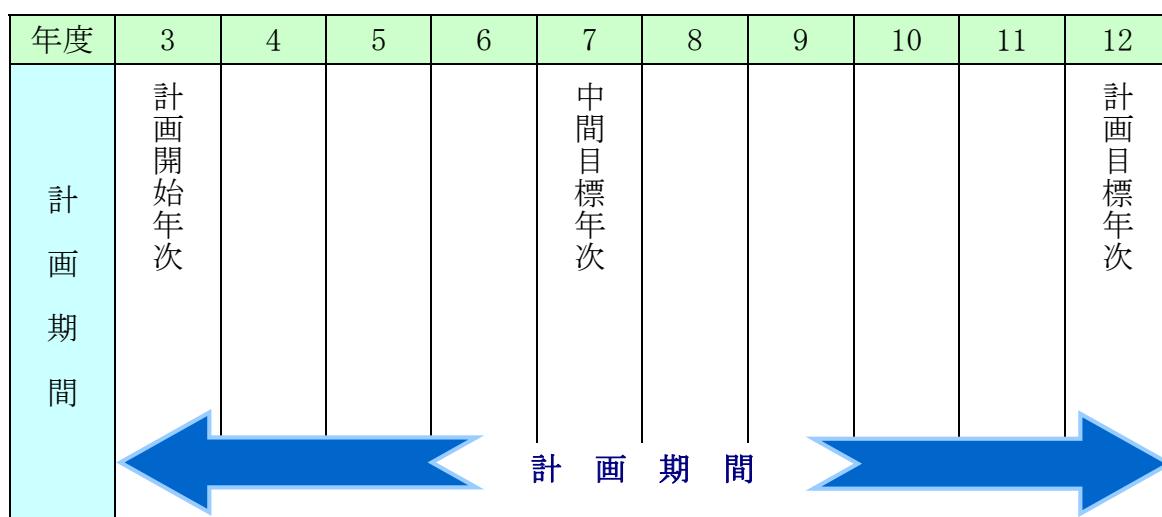
4 計画期間

本計画の期間は、長期的な展望に立ってごみ処理施策を推進することなどを考慮し、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、令和7年度を中間目標年次として設定し、計画の達成状況等を踏まえ見直しを行います。なお、本計画の推進に影響を与えるような社会情勢やごみ処理状況の変化、関係法制度など大幅な改正があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画目標年次：令和12年度
(2030年度)

中間目標年次：令和7年度
(2025年度)



第2章 五所川原市におけるごみ処理の現状と課題

1 ごみの区分と種類

(1) 五所川原市が処理（収集）するごみ

「ごみ」は、廃棄物処理法において産業廃棄物^{注1}と一般廃棄物^{注2}に区分されています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物であって、燃え殻、汚泥等20種類の廃棄物（一部のものについては排出する業種を限定）をいいます。この産業廃棄物は工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴って排出されるものだけでなく、下水処理や水道事業などの公共の事業活動に伴って排出されるものを含んでいます。

これに対し一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出されるごみやし尿、事務所等から排出される紙くずなど、20種類の産業廃棄物に該当しないものが一般廃棄物となります。

本市が処理（収集）するごみは、一般廃棄物のうち一般家庭の日常生活から排出される「家庭ごみ（生活系ごみ）」となります。

また、一般家庭から一時的に大量に排出される「ごみ」や事業活動に伴い事務所や商店などから排出される「事業系ごみ」については、自らの責任（処分場への直接搬入あるいは許可業者と契約し処理する）において処理することとしています。

近年、社会の変化に伴いごみの種類も多種・多様化しており、本市が処理するごみの中には、適正に処理することが困難な「ごみ」が増えており、適正な処理をさらに進めるための対策を検討する必要があります。

注1 産業廃棄物

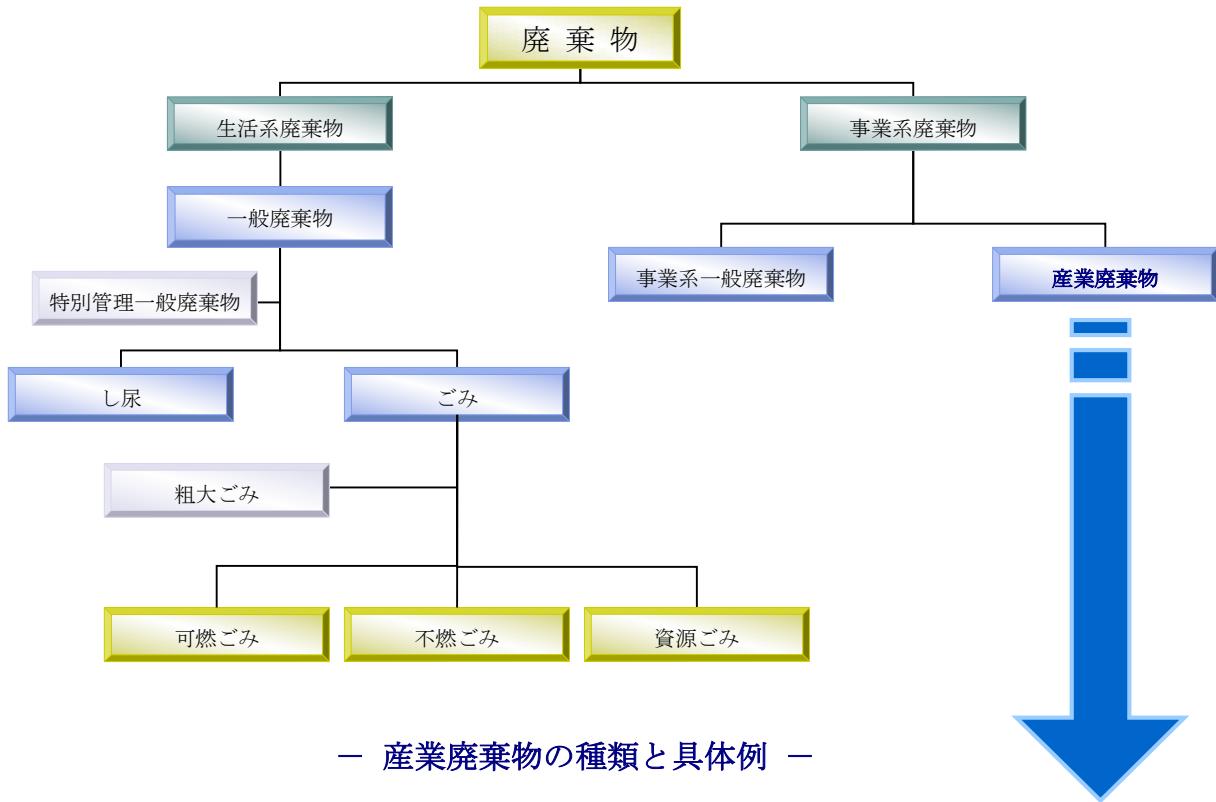
事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令により種類が定められているものが産業廃棄物で、排出する業種が限定されている産業廃棄物を含め、法令では20種類が定められています。

注2 一般廃棄物

法令により定められた産業廃棄物以外のものが一般廃棄物とされています。一般廃棄物にはし尿や浄化槽汚泥を含みますが、ごみ処理計画はごみに限定しているため、し尿や浄化槽汚泥の扱いは除いています。また、爆発性、毒性、感染性などのあるものは特別管理一般廃棄物として定められ、適正な処理が求められています。

※ ごみの区分と種類については、5ページの図表をご参照ください。

－ 廃棄物の区分の仕方 －



－ 産業廃棄物の種類と具体例 －

	種類	業種及び具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃汚水
	2 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、サンドblast廃砂、不良石灰
	3 燃え殻	石灰がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残渣
	4 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
	5 廃酸	廃希硫酸、廃希塩酸、写真定着廃液
	6 廃アルカリ	写真現像廃液、排ガス洗净廃液
	7 廃油	廃潤滑油、廃切削油、エンジンオイル
	8 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリート破片等
	9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	空きビン、レンガくず、セメント製品くず
	10 金属くず	空缶、トタン板、スクラップ、ブリキくず、切削くず
	11 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、ビニール袋
	12 ゴムくず	天然ゴムくず
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、並びに木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの
	16 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固体不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る
	19 動物の死体	畜産農業に係るものに限る
	20 その他	1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形状又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化化物等）

(2) 五所川原市で処理しない「ごみ」

ごみの適正な処理を推進するために関係法令等を踏まえ、以下の廃棄物について排出を禁止しています。

(収集しない「ごみ」)

◎適正処理が困難な廃棄物や危険物、産業廃棄物など

消火器、ソファー、ガスボンベ、廃オイル・廃塗料、タイヤ、バイク、建築資材、農機具・農業廃材、ドラム缶、スプリングマットレス、危険物・有害物及びその容器など

◎事業に伴って排出される「ごみ」

会社・商店など事業に伴って排出されるごみは収集しません。自ら適正処理するか、本市が一般廃棄物処理業の許可を与えている許可業者と契約し処理しなければなりません。

◎引っ越しなどで排出される大量のごみ

引っ越しなどで大量にごみが出る場合は、処理施設に直接搬入するか、本市が一般廃棄物処理業の許可を与えている許可業者へ依頼しなければなりません。

◎家電リサイクル・・・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン

家電リサイクル法対象品目を廃棄する場合は、その製品を購入した販売店か、新しい製品を買った販売店に引き取ってもらいます。なお、引取の際は、所定の『リサイクル料金』と『収集運搬料金』が伴います。

◎パソコンリサイクル

パソコンを廃棄する場合、各メーカーのホームページ又は相談窓口への問い合わせとなります。

こうした取扱について、市民や事業者の方に周知・啓発を行うほか、最終処分場での搬入検査を実施するなど、その徹底に努めています。今後も、排出方法やルールの遵守を市民や事業者に呼びかけ、また、処理ルートの確立を図っていく必要があります。

2 ごみの分別と処理体制

(1) 家庭ごみの分別

本市では、燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック類リサイクル・資源リサイクル〔缶、びん、ペットボトル〕・紙〔新聞・チラシ、ダンボール、本その他雑紙、紙パック〕・金属小型電子機器等リサイクル〔金属くず、小型電化製品等〕、不燃系粗大ごみの6品目12分別により収集しています。（令和2年4月1日現在）

ごみの収集方法は、各町内ごとに定めた集積場所に各家庭の「ごみ」を排出するステーション回収方式で、市の委託により収集を行っています。

収集した「ごみ」は、分別に対応するそれぞれの処理施設で焼却や資源化、埋立処分を行っています。

「不燃系粗大ごみ」は、年1回5月下旬から7月初旬にかけて、申し込み制によるステーション回収を実施しています。なお、回収した粗大ごみのうち再資源化可能なスチール製の製品は、鉄くずとしてリサイクル処理を行っています。

今後、さらに減量化・リサイクルを進め、環境への負荷を低減するためには、分別の周知徹底を図ることに加え、ごみの種類や資源化の目的に応じた収集や処理方法、ステーションの管理対策など、効率的かつ経済的なシステムについて研究し、市民にとって分かりやすく、取り組みやすい方法で分別を進めることが必要となっています。

<ごみの分別区分と処理先（令和2年4月1日現在）>

品 目	分 别	処 理 先
1.燃やせるごみ	燃やせるごみ	西部クリーンセンター
2.燃やせないごみ	燃やせないごみ	一般廃棄物最終処分場〔野里・金木・市浦〕
3.プラスチック類 リサイクル	プラスチック類	プラスチック類処理施設
4.資源リサイクル	缶 びん ペットボトル	
5.紙・小型電子機器 等リサイクル	新聞・チラシ ダンボール 雑誌・本 紙パック 金属・小型電子 機器等	委託処理施設
6.不燃系粗大ごみ	不燃系粗大ごみ	一般廃棄物最終処分場〔野里・金木・市浦〕 委託処理施設（金属くず）

(2) 事業系ごみの分別

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があり、排出する事業者が自らの責任と負担においてそれぞれ適正に処理することが求められています。そのため、市内で発生する事業系ごみは、事業者自ら又は許可業者により処理されています。

今後も分別の徹底強化を図るため、資源としての有効利用を推進し、排出事業者や収集運搬許可業者等に対して、減量化・リサイクルの取り組みに対する指導の徹底及びシステムづくりが必要となっています。

(3) 収集運搬体制

① 家庭ごみ

家庭ごみの収集運搬は、市の委託を基本にした計画収集と、引越しなどで排出される大量のごみや処理困難廃棄物（タイヤ、スプリング付きマットレス等）などは排出者が許可業者へ処理を依頼する方法で対応をしています。市では、3R〔リデュース・リユース・リサイクル〕の強化を図るとともに、レジ袋を断りマイバック等を持参するなど「リフューズ（断る）」を加えた4Rでごみ減量を目指します。分別方法の見直しや、処理の目的・量などに応じた効率の良い収集体制を築き、市民サービスの向上に努めていくことが重要となっています。

② 事業系ごみ

事業系ごみの処理は、排出事業者が自ら運搬することはできますが、多くは排出事業者が許可業者に処理を委託しています。

許可業者による事業系ごみの収集運搬は、本市のごみ処理行政を補完するものであることから、事業系ごみの排出量や分別・リサイクルへの確実な対応、さらに関係法令等との整合性を図りながら、時代のニーズに即応できる適切な体制づくりが必要となっています。

③ 一般廃棄物処理業の許可

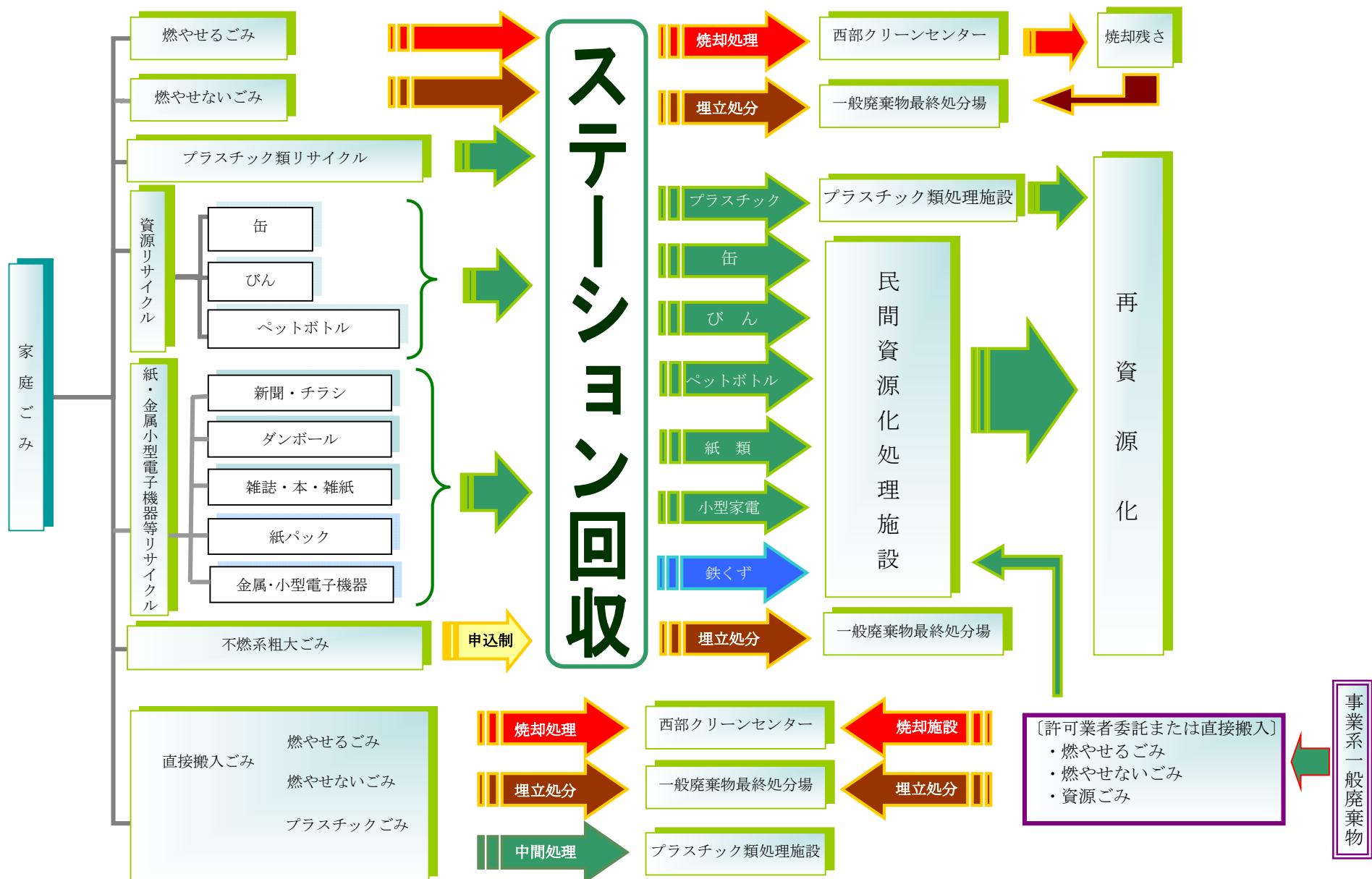
一般廃棄物処理業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項及び第10項の規定により、市は一般廃棄物処理計画に適合するものでなければ許可をしてはならないことになっています。

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、人口減少によるごみ排出量の減少などを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正に処理が図られている収集運搬業については原則として許可しないものとし、処分業についてはごみの減量化又は資源化処理を目的として適正に処理することが確実である場合に許可するものとします。

<収集・運搬・処理体制（令和2年4月1日現在）>

区分	処理能力（台数）	備考
直営	1台	公共施設の収集と緊急の用が出た箇所の収集
委託	11社 45台	五所川原地区〔可燃4社、不燃1社、プラスチック類1社、資源1社、紙・金属小型電子等1社〕 金木地区〔可燃・プラスチック類2社、不燃・資源1社、紙・金属・小型電子機器等1社〕 市浦地区〔可・不燃・類・資源・紙・金属・小型電子機器等2社〕
許可	28社 148台	
うち限定許可	14社 112台	事業系収集運搬、火災残存、中間処理、堆肥化 等

— 現状のごみ処理基本体系図 —



3 ごみ排出量

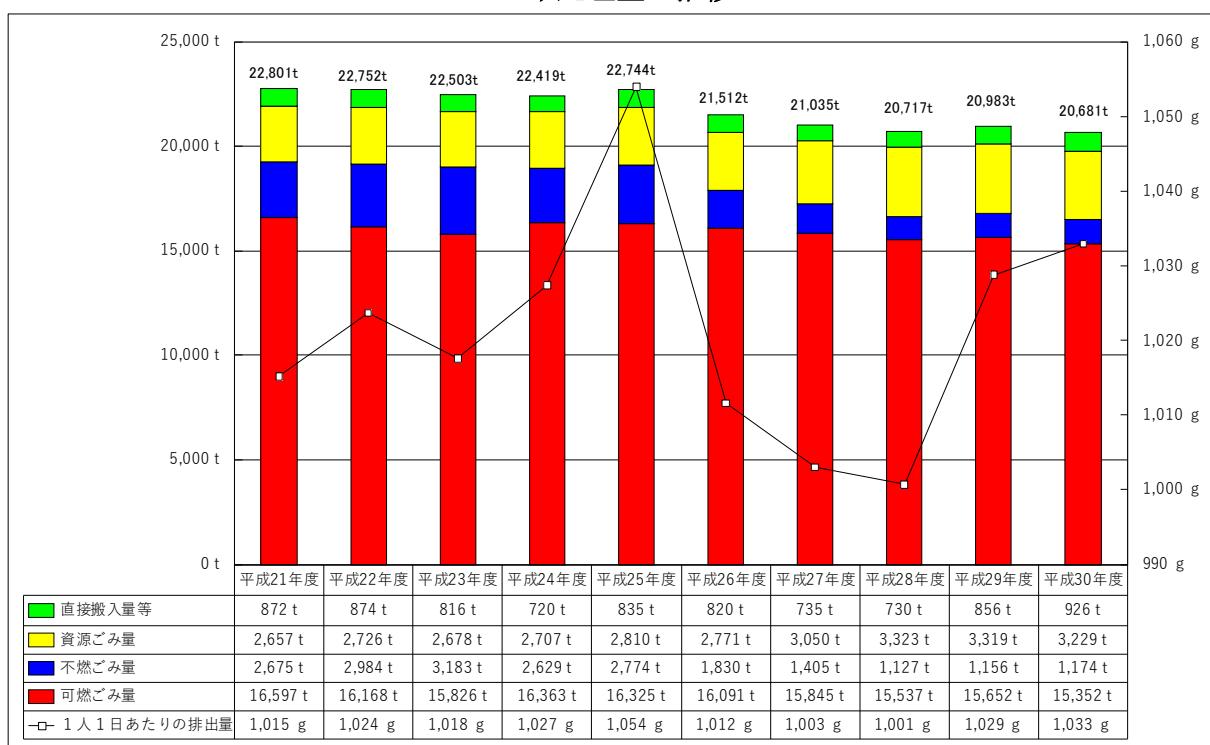
(1) ごみ排出量について

市の処理する家庭ごみ及び事業系ごみの総排出量は、平成21年度以降緩やかな減少傾向を示しており、平成30年度で20,681tとなっています。

これを人口の増減に影響を受けない1人当たりのごみ総排出量で見ると、平成21年度が1,015g／日であるのに対して、その後平成30年度で1,033g／日と上昇しています。（県平均は、1,002g／日）

ごみの総排出量については、今後、一層の排出抑制に向けた施策に取り組むとともに、リサイクル率の向上もあわせて、市民と事業者とも協力し合いながら、より一層効果的な施策を進めることが重要です。

ごみ処理量の推移



五所川原市のごみ排出量の推移

(単位: t)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
可燃ごみ	生活系	10,978	10,737	10,467	10,793	10,657	10,506	10,229	9,729	9,697	9,306
	事業系	5,619	5,431	5,359	5,570	5,668	5,585	5,616	5,808	5,955	6,046
	計	16,597	16,168	15,826	16,363	16,325	16,091	15,845	15,537	15,652	15,352
不燃ごみ	生活系	2,071	2,374	2,440	2,113	2,314	1,724	1,309	1,050	1,077	1,080
	粗大ごみ	38	42	135	53	45	46	51	39	29	39
	事業系	566	568	608	463	415	60	45	38	50	55
	計	2,675	2,984	3,183	2,629	2,774	1,830	1,405	1,127	1,156	1,174
資源ごみ	生活系	1,742	1,703	1,659	1,606	1,533	1,556	1,744	1,921	1,916	1,873
	事業系	915	1,023	1,019	1,101	1,277	1,215	1,306	1,402	1,403	1,356
	計	2,657	2,726	2,678	2,707	2,810	2,771	3,050	3,323	3,319	3,229
集団回収量		0	125	193	86	64	0	0	0	0	0
直接搬入量		872	749	623	634	771	820	735	730	856	926
合計		22,801	22,752	22,503	22,419	22,744	21,512	21,035	20,717	20,983	20,681

10月1日現在人口(人)	61,533	60,889	60,418	59,781	59,132	58,259	57,477	56,719	55,874	54,867
リサイクル率(%)	11.7	12.5	12.8	12.5	12.6	12.9	14.5	16.0	15.8	15.6
1人一日あたりの排出量(g)	1,015	1,024	1,018	1,027	1,054	1,012	1,003	1,001	1,029	1,033

焼却残渣(t)	2,107	2,059	1,815	2,011	2,043	2,149	2,170	2,036	2,035	1,875
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(2) 燃やせるごみの組成

ごみは、分別区分に応じて確実に排出されていることが、減量化や資源化を進め、焼却施設や最終処分場の負荷を低減するためにも大変重要です。

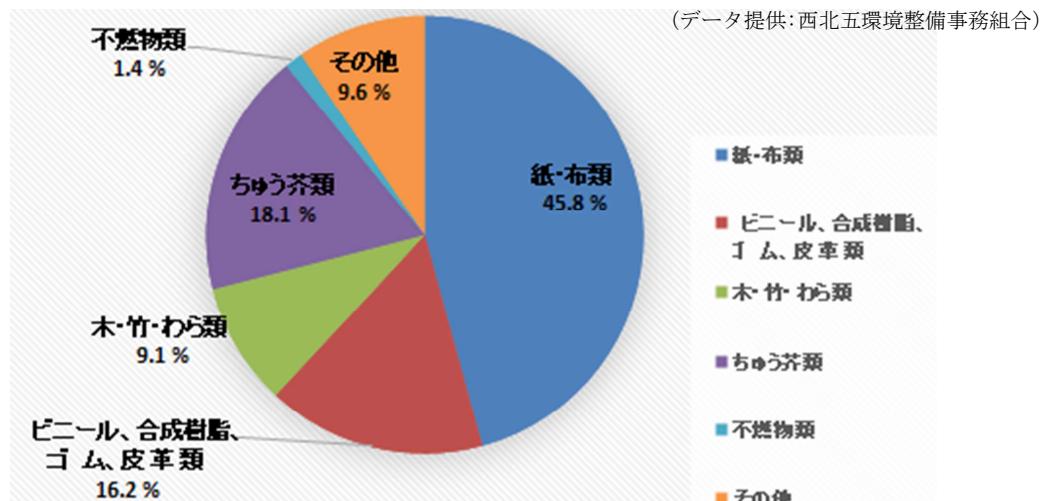
令和元年度における「燃やせるごみ」の組成状況（平均値）は、紙・布類が45.8%と最も高く、次いでちゅう芥類が18.1%でした。紙・布類の占める割合が高かったことから、資源化が可能な紙の種類や量をさらに把握し、衣類のリユースなど効果的な資源化の手法を検討する必要があります。

ごみ3成分の状況については、水分の占める割合が高く、特に、夏場に高くなる傾向にあります。水分を多く含んだごみは、悪臭の原因になるだけでなく、燃焼効率が悪いことから、焼却施設では大量の燃料を消費します。

いずれにしても、ごみの種類や量に応じて適正に処理されるシステムの構築を図るためにには、ごみを発生させない仕組みづくりを進めることはもちろん、市民や事業者が分別を徹底することの大切さと関心を持つことが、今後、ますます重要になるといえます。

西部クリーンセンターに搬入されるごみの質・組成

		第1回 H31.4.17	第2回 R1.8.27	第3回 R1.12.19	第4回 R2.3.13	平均値
ごみの種類組成	紙・布類	24.1%	45.5%	62.7%	50.7%	45.8%
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	10.3%	24.9%	10.4%	19.1%	16.2%
	木・竹・わら類	20.8%	13.2%	1.2%	1.2%	9.1%
	ちゅう芥類	19.1%	8.9%	22.8%	21.4%	18.1%
	不燃物類	4.0%	1.2%	0.2%	0.0%	1.4%
	その他	21.7%	6.2%	2.7%	7.6%	9.6%
単位容積重量		161 kg/m ³	148 kg/m ³	199 kg/m ³	157 kg/m ³	166 kg/m ³
ごみの種類組成	水分	50.4%	56.4%	57.0%	58.0%	55.5%
	灰分	13.7%	6.1%	3.2%	2.8%	6.5%
	可燃分	35.9%	37.5%	39.8%	39.1%	38.1%
低位発熱量（計算値）		5,510 kcal/kg	5,650 kcal/kg	6,060 kcal/kg	5,910 kcal/kg	5,910 kcal/kg
低位発熱量（実測値）		6,210 kcal/kg	6,760 kcal/kg	5,750 kcal/kg	7,350 kcal/kg	7,350 kcal/kg



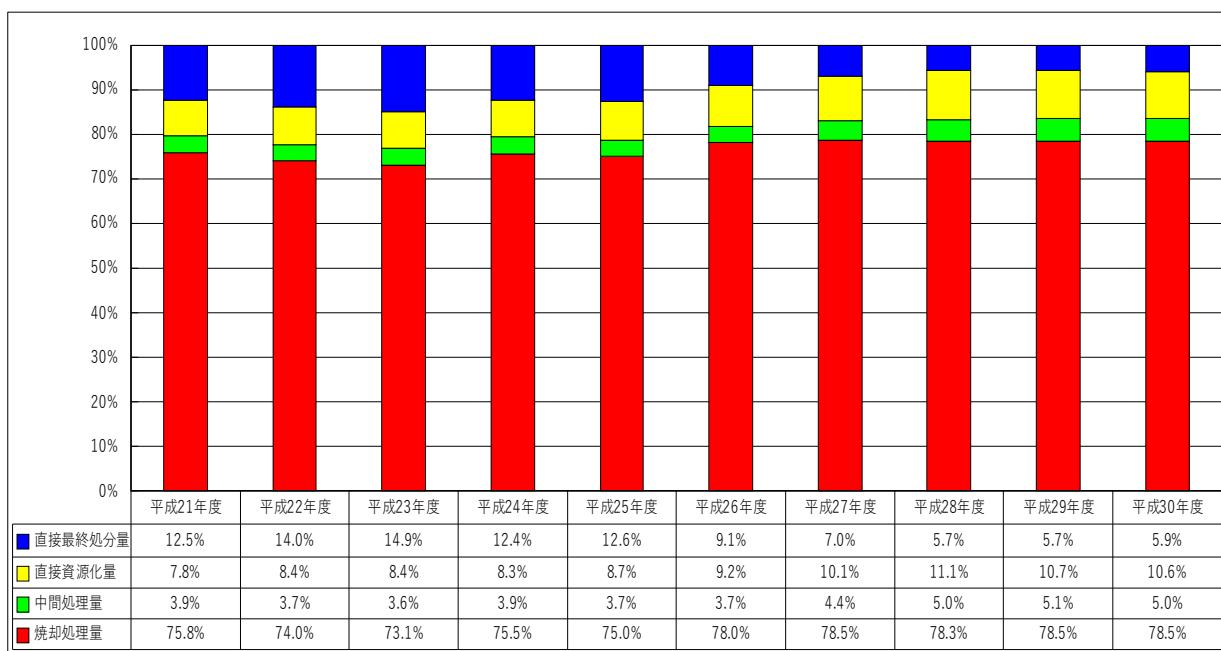
4 ごみ処理の方法と資源化量

(1) ごみ処理の方法

ごみ処理の方法は、焼却や資源化処理を行う中間処理による方法と埋立をする最終処分による方法に分類され、市はごみの分別内容やごみの種類ごとにそれぞれに対応する施設で処理を行います。

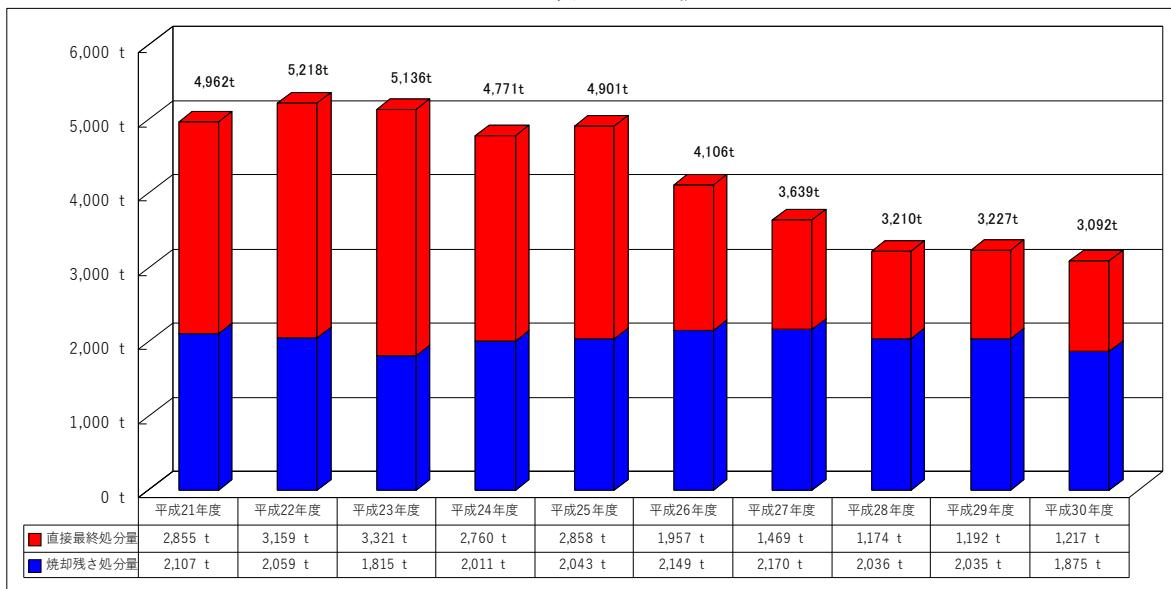
市のごみ処理では可燃ごみが最も多く、ごみの総排出量を占める割合が70%を超え、可燃ごみの焼却後の残さは埋立処分しているため、可燃ごみの排出量を抑制することが最も重要な課題となっています。

総排出量における処理方法別の割合



*構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

埋立処分量の推移



(2) 資源化量とリサイクル率

家庭ごみは、現在、6品目12分別により収集しています。このうち、燃やせるごみと燃やせないごみ以外の資源リサイクル、プラスチック類リサイクル、紙・金属・小型電子機器等リサイクル、不燃系粗大ごみの金属くずとなるものは、それぞれの施設に搬入し、不適物を除去するなど種類に応じて資源化等の処理が行われています。

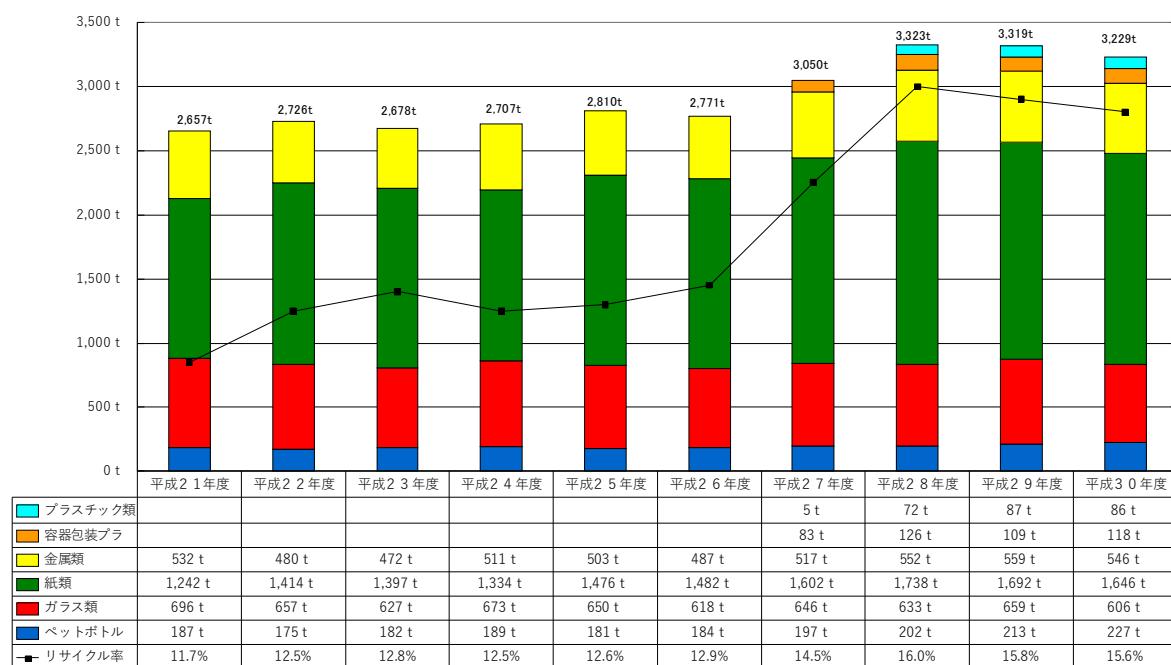
事業系ごみは、事業者自ら又は許可業者により処理されていますが、資源循環型社会の推進とリサイクル率の向上を図るため、缶・びん・ペットボトル・紙類についてのみ、市の指定する場所へ排出を認めています。

このように処理された資源ごみの量は、平成21年度で2,657t（リサイクル率11.7%）、平成25年度には2,810t（リサイクル率12.6%）、平成30年度には3,229t（リサイクル率15.6%）まで増加しています。分別の徹底を図ってきたことと、平成25年度から取り組んだ金属・小型電子機器等と平成27年度からプラスチック類の分別収集による効果を見ることができます。なお、集団回収による再資源化量は、除外しています。

しかしながら、リサイクル率は年々上昇しているものの、全国値（平成30年度19.9%）と比べて4.3ポイント低く、全国との差が大きい傾向が続いています。

リサイクル率を引き上げるには、今まで以上に市民や事業者と連携しながらごみ減量と分別の徹底に取り組むとともに、資源化が可能なものはできる限りリユース・リサイクルが促進されるよう取り組みを進めることが重要な課題といえます。

再資源化量・リサイクル率の推移



5 ごみ処理施設

(1) 焼却施設

焼却施設は、昭和 61 年 11 月から西部クリーンセンターが稼働し、市内で発生する家庭系と事業系の燃やせるごみのほか、西北五環境整備事務組合の構成市町であるつがる市、鶴田町、中泊町の燃やせるごみを焼却処理しています。

当施設は、建設から 30 余年を経過した施設で、老朽化もしていることから、平成 30 年度から令和 2 年度まで、大規模改修を行い、稼働期間を令和 18 年まで延長し、新たな施設整備の検討を行っています。



施設名称	西部クリーンセンター
設置主体	西北五環境整備事務組合
所在地	青森県つがる市稻垣町繁田白旗地内
処理能力	150 t / 24 h (2炉)
処理方式	全連続式ストーカ炉
竣工年	昭和 61 年 11 月
計画期間	昭和 61 年度～令和 18 年度まで (令和 2 年度改修済み)

(2) 最終処分場

現在、稼働している一般廃棄物最終処分場は、山間部や平地の地形を利用して遮水材で覆い浸出水処理設備を有した、オープン型処分場の野里一般廃棄物最終処分場と金木第2一般廃棄物最終処分場、また、処分場に覆蓋施設（屋根）を設け、雨水が直接処分場に入らない構造とした被覆型処分場である市浦一般廃棄物最終処分場の3施設です。埋立処分にあたっては、最終処分場の機能により周辺環境に支障を生じさせない方法で廃棄物を埋立し、廃棄物処理の安定化を図り、効率良く処分することが重要です。そのためには、周辺環境、埋立地の地形や気象等自然的条件、廃棄物の種類や処分量等の廃棄物条件、敷き均し、転圧方法を総合的に配慮する必要があります。

最終処分場の整備には、5年以上の建設期間が必要であり、次期処分場の候補地の選定などは事前に検討していく必要があります。



施設名称	野里一般廃棄物最終処分場
設置主体	五所川原市
所在地	五所川原市大字野里字山ノ越地内
処理能力	110 m³/日
処理方式	回転円板方式、砂ろ過処理・活性炭処理
竣工年	平成9年3月
計画期間	平成9年度～平成33年度



施設名称	金木第2一般廃棄物最終処分場
設置主体	五所川原市
所在地	五所川原市金木町字喜良市字小田川山1番3号
処理能力	50 m³/日
処理方式	カルシウム除去、硝化・脱窒処理、砂ろ過処理、活性炭処理、活性炭処理、キレート吸着
竣工年	令和2年10月
計画期間	令和2年度～令和17年度



施設名称	市浦一般廃棄物最終処分場
設置主体	五所川原市
所在地	五所川原市相内岩井地内
処理能力	10 m³/日
処理方式	接触ばつき処理、砂ろ過処理、活性炭処理
竣工年	平成18年3月
計画期間	平成18年度～令和2年度まで

(3) プラスチック類処理施設

市は、プラスチック類の再資源化を推進することにより、プラスチック類の埋立処分の減量化とリサイクル率の向上を図るため五所川原市プラスチック類処理施設を整備し、平成27年8月1日からプラスチック類（容器包装プラスチック・プラスチック製品）の分別収集及び資源化処理を行っています。



施設名称	五所川原市プラスチック類処理施設
設置主体	五所川原市
所在地	五所川原市大字金山字竹崎184番地1
処理能力	圧縮、減容、梱包2.7t/日、粉碎2.1t/日
処理方式	手選別
竣工年	平成27年8月
計画期間	—

6 環境美化等の普及啓発活動

本市では、これまで市の広報紙やホームページ等により、環境美化に関する情報の発信、啓発・教育活動を行ってきました。また、ポイ捨て等によるごみの散乱や不法投棄、飼い犬によるふん害の防止対策として、看板の設置・提供を行ってきました。

今後は、地域における活動推進のための仕組みづくりや、環境問題に対する市民意識の高揚を図るとともに、子供への環境教育を通じて、ごみの発生と排出を抑制するためのきめ細かな普及啓発活動の充実に努めることが、今まで以上に求められています。

7 ごみ処理経費

本市のごみ処理に要する処理及び維持管理費は、収集・運搬や中間処理（リサイクル・焼却）、埋立処分に伴う施設整備費や運営・管理費、人件費などのすべての費用を入れ、平成30年度で約280,027千円となっており、市民1人当たりに換算すると、年間約5,102円の費用負担になります。

ごみの処理に要する経費は、ごみの量に比例して増減します。現在、ごみはゆるやかな減少傾向にありますが、1人当たりのごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も分別・リサイクルを推進するために必要な経費、施設の維持管理費など、安全で適正なごみ処理に取り組むために、経費の増加が予想されます。

市では、これまで以上に効率的な処理を行うことで経費の削減に努めることはもちろんですが、ごみの減量化やリサイクルを効果的に推進するため、適正な負担のあり方について検討することが課題となっています。

第3章 基本計画の目標

第1節 計画の基本方針

現在のごみ処理の状況や社会情勢の変化を踏まえ、これまで以上に、ごみの発生や排出が少ないまちづくりを進めることはもちろん、限られた資源の有効活用やエネルギーの効率的利用を進め、循環型社会の構築を目指して取り組むことが重要です。

いま、プラスチックごみによる海洋汚染や大規模災害による大量の災害ごみの発生、不法投棄などの不適正処理などごみ問題が深刻化しています。このため、国はレジ袋の有料化などごみ減量化に向けた施策をすすめており、これからのごみ処理は、リデュース(廃棄物の発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用・再資源化)の「3R」に“リフューズ”(断る)を加えた「4R」を基調として、減量化・資源化を進め、適正なごみ処理体制を構築することで環境への負荷の低減を図り、温暖化防止など地球環境の保全にも貢献することが求められています。

このような状況の中で、活力ある・明るく住みよい豊かなまち、そして環境にやさしい循環型のまちを目指し、その環境を次の世代に引き継いでいくために、行政のみならず、市民や事業者と連携・協力し合いながら環境にやさしい循環型のまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

こうした考えのもと、以下5項目を計画の基本方針として定め、取り組みを進めます。

☆ 基本方針 ☆

- 1 ごみを出さないシステムづくり
- 2 資源を有効に活用するシステムづくり
- 3 安全で確実なごみ処理を進めるシステムづくり
- 4 環境教育の充実
- 5 きれいなまちづくりの推進

4 R運動でごみ減量を目指す！

ごみを減らすには、市民ひとりひとりがごみを減らそうという意識を持つことが大事です。ごみの減量、そして環境を守るために4つの「R」を実行することが必要となっています。4 R運動とは、頭文字の「R」をとった運動を言います。次の順序で行うことが、最もごみを減らす効果があると考えられています。

①R e f u s e (リフューズ) ・・・断る

- ◆ごみの量を減らすためにはごみの発生を抑制する、つまり、ごみとなるものは家庭に持ち込まないという考え方。
 - ・買い物時にはマイバッグ等を持参し、レジ袋を断る。
 - ・過剰包装を断り、簡易包装にする。



②R e d u c e (リデュース) ・・・減らす

- ◆将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量を考慮し、事前に減らしていくという考え方。
 - ・必要なものを、必要なときに、必要な量だけ買う。
 - ・詰め替え商品を買う。



ロングユース／長期間使用

③R e u s e (リユース) ・・・繰り返して使う

- ◆不要なものが出てても、使える場合は繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生かすという考え方。
 - ・ものをすぐ捨てないで、修理などをして、繰り返し使用する。
 - ・フリーマーケット、バザーなどの利用



④R e c y c l e (リサイクル) ・・・資源として再生使用

- ◆リユースできないで、どうしても不要（ごみ）になる場合には、大切な資源として活用できるように正しく分別して、資源として再生使用するという考え方。
 - ・資源になるものは、分別ルールに従って排出する。
 - ・ものを買うときは再生紙を使用した商品など、再生品を購入して資源を大事にする。

第2節 数値目標

基本方針に沿った取り組みを効果的に推進し、実効性を高めるため、令和12年度までに達成すべき数値目標を設定します。

1 ごみ排出量に関する目標

ごみ排出量に関する目標としては、総排出量から人口の増減に左右されない1人1日当たりのごみ排出量と排出量の削減率について、目標値を次のとおり設定します。

(1) ごみ排出量の目標と削減率

ごみ総排出量は、平成30年度を基準として、1人1日あたりのごみ排出量を令和12年度までに10%削減し、930gとすることを目標とします。

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
人口(推計) (人)	54,867	47,427	43,527
総排出量 (t)	20,681	16,982	14,775
1人1日あたり削減率 (%)	—	5	10
1人1日あたりごみ排出量 (g)	1,033	981	930

※令和7年度、令和12年度の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による。

2 資源の有効利用に関する目標

廃棄物を資源として有効に利用するための目標としては、リサイクル率の目標値を次のとおり設定します。

(1) リサイクル率の目標

リサイクル率は、平成30年度を基準として、令和12年度までに20%に引き上げることを目標とします。

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
リサイクル率 (%)	15.6	18.0	20.0

3 埋立処分量に関する目標

埋立処分に関する目標としては、埋立処分量から人口の増減に左右されない1人1日あたりのごみ埋立処分量と埋立処分量の削減率について、目標値を次のとおり設定します。

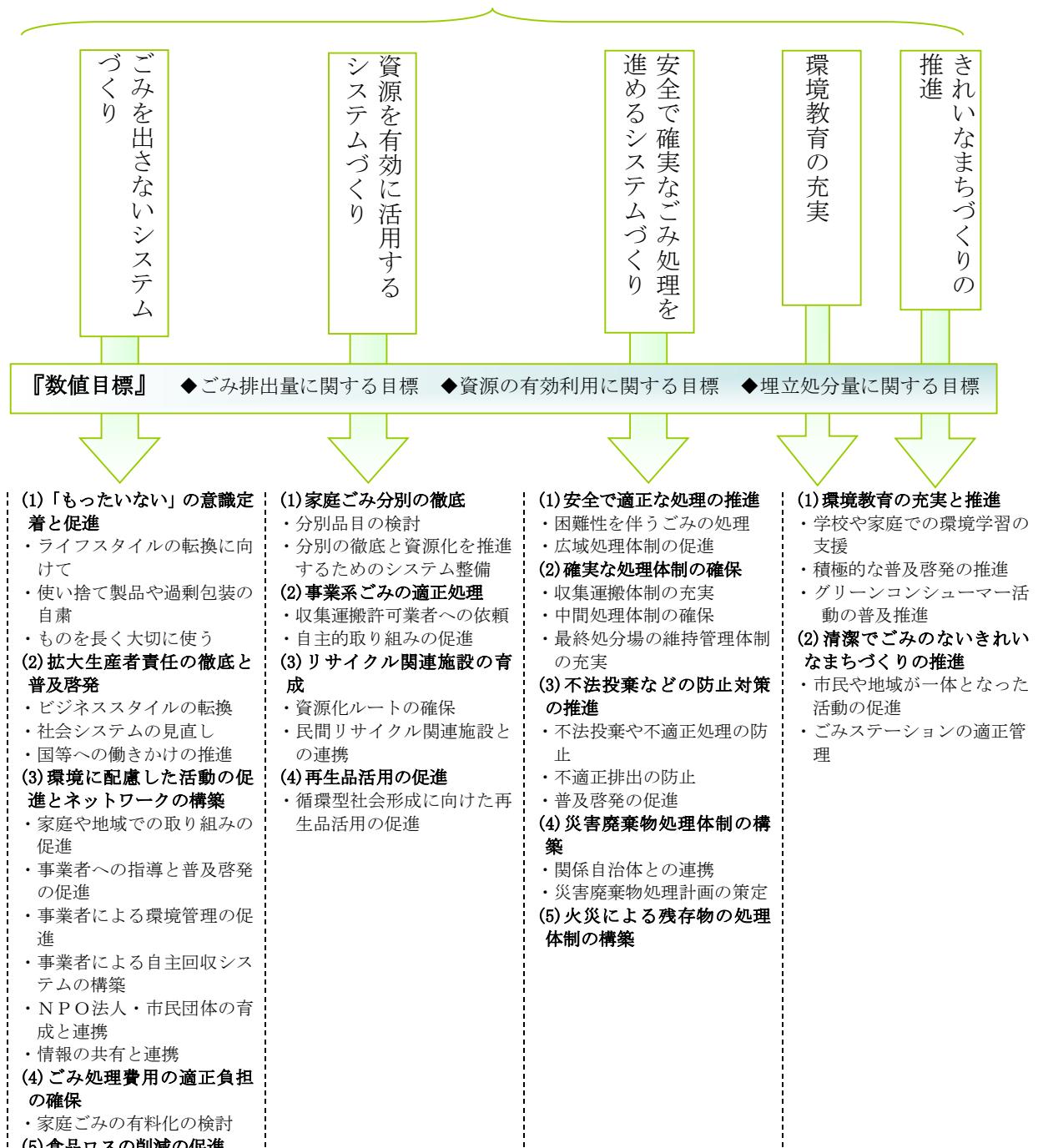
(1) 埋立処分量の目標

埋立処分量は、平成30年度を基準として、1人1日あたりのごみ埋立処分量を令和12年度までに5%削減し、146gとすることを目標とします。

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
埋立処分量 (t)	3,092	2,579	2,320
1人1日あたり削減率 (%)	—	3	5
1人1日あたり埋立処分量 (g)	154	149	146

第3節 基本計画の体系

活力ある・明るく住みよい豊かなまち、環境にやさしい循環型のまちを目指して



☆計画推進のために

- 1 市民や事業者との協働による取り組みの展開
 - (1) 市民・事業者・市の役割分担
- 2 計画の進行管理と評価
 - (1) 進行管理体制の充実
 - (2) 評価体制の確立



目標達成！

4章 施策の基本方向と展開

第1節 ごみを出さないシステムづくり

1 施策の基本方向

これまでのごみ処理は、まず適正に処理すること、そして廃棄されたものはできるだけリサイクルすることに重点がおかれてきましたが、これからはリサイクルへの取り組みを継続かつ発展させながら、ごみとなるものの発生及び排出を抑制し、環境への負荷を低減することがより強く求められています。

このためには、家庭や事業所の排出者としての取り組みはもちろんですが、生産・流通・販売・消費それぞれの段階が一体となって取り組むことがとても大切となります。

こうしたことから、ごみを出さないシステムづくりを推進するために、次の点を基本方向として施策を展開していきます。

☆ 基本方向 ☆

- 「もったいない」^{注1}の意識定着と促進
- 拡大生産者責任の徹底
- 環境に配慮した活動の促進とネットワークの構築
- ごみ処理費用の適正負担の確保

注1 「もったいない」

2004年にアフリカ人女性として初めてノーベル平和賞を受賞したケニアの環境活動家、ワングリ・マータイ副環境大臣が05年2月に来日した際、「日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受けた」と話したことから、英語などでは表現できないこの言葉を世界語として広めようという動きがあり、世界的なキーワードになりつつあります。

2 施策の展開

(1) 「もったいない」の意識定着と促進

少し前まで日本人の生活には「もったいない」という意識が自然な形で定着していました。ところが近年では、経済性や利便性を求めた結果、ごみを大量に廃棄する社会へと急速に変化を遂げ、人々のものを大切にするという気持ちが少しづつ失われてきているように見えます。

このような時代背景においてごみの発生を抑制していくためには「もったいない」の意識を再考し、近年のライフスタイル・ビジネススタイルを生産者、流通・販売業者、消費者すべてが自発的に見直しを図り、環境への負荷低減という視点で捉えた社会生活や経済活動をすることが求められています。

以上のことから、市民、事業者、行政が、目的を共有しながら、意識や生活様式の転換に努めていくため、次の施策に取り組みます。

① ライフスタイルの転換に向けて

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から「もったいない」の意識に基づいたライフスタイルへの転換、意識改革のために、家庭生活においてごみ減量の行動をどの程度実行しているか自己診断できる効果的な方法について検討を行います。また、ごみを出さない工夫について、市民からも実践例を募集しながら、具体的な取り組み方法の周知啓発に努めます。

② 使い捨て製品や過剰包装の自粛

◇ 使い捨て製品を使用しないために

使い捨て製品^{注1}は便利で衛生的な一方、すぐにごみになるものが多くあります。こうした使い捨て製品の使用を見直し、繰り返し何度も使える製品や、リターナブル容器^{注2}等の積極的な使用を促す取り組みに向けて効果的な方法の検討と普及に努めます。また、市民がマイカップ、マイボトルやマイはし^{注3}の持参などをできるだけするよう働きかけを行います。

さらに、過剰包装をひかえるために、環境に配慮した行動の普及を市民や関係団体と連携して行い、市民のごみ減量や環境への負荷低減に対する意識づけを図るとともに生産者・販売事業者の自発的な取り組みを促します。

◇ 「もったいない・あおもりルール」への取り組み

青森県では、低迷している本県のごみ処理状況の改善を図るために、県民や事業者、行政など多様な主体が、パートナーシップのもと、ごみの減量やリサイクルに取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開しています。この運動の取り組みの1つとして、ごみの減量やリサイクルの推進のために必要な取り組みを、全県的、統一的な行動基準（ルール）として設定し、県民総参加で取り組む「青森県におけるごみ減量・リサイクル行動基準～もったいない・あおもりルール～」が導入されたことから、本市においても、市民・事業者への情報提供を行うとともに、積極的に運動に取り組むこととします。



注1 使い捨て製品

一般的に、何度も使える代替品があるのにかかわらず、1回～数回程度の使用で使い捨てられる製品。代表的なもので、紙コップ、紙皿や割り箸、歯ブラシ、ペットボトルやカップ麺容器などがあります。

注2 リターナブル容器

中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用する容器をいいます。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみ発生抑制の手段として有効であり、環境への負荷も小さいとされています。代表的なのはビールびん、一升びんなどで、生きびんとも呼ばれます。

注3 マイカップ、マイはし、マイボトル

洗って繰り返し使用できる、自分専用のカップや箸、水筒をいいます。使い捨て製品として代表的な存在の紙コップや割り箸を使用しないよう、また、飲料容器であるペットボトルや空き缶などを減らすために、職場やイベントで持参して使う取り組みが広がっているほか、一部飲食店でも取り組みが行われています。

③ ものを長く大切に

大量生産、大量消費の社会では、古いものを積極的に修理・修繕を行いながら長く使うよりも、新しい商品を購入する人が多いため、修理や修繕に対応できる事業者も少なくなっていました。できるだけものを長く大切に使い、壊れたときには修理・修繕する体制を確保できるよう、修理・修繕等を行う事業者との連携と体制づくりの構築について検討します。また、フリーマーケット開催等の情報提供を積極的に行い、有効利用の推進を図ります。

(2) 拡大生産者責任の徹底と普及啓発

ごみを発生段階から減らすためには、製造・販売段階における取り組みや、国や関係機関によるごみ減量化へ向けた社会システムの構築が必要不可欠です。特に拡大生産者責任の徹底、デポジット制^{注1}やリターナブル容器の普及など、市独自では取り組みに限界があるシステムの構築や、ごみ発生抑制に有効な方策について、国や関係機関への働きかけを行っていきます。

注1 デポジット制

容器に対する預かり金を徴収し、容器返却時に預かり金を返却する制度をいいます。欧米では広く取り入れられている手法で日本では代表的なものとしてビールびんや一升びんがありますが、家庭における缶ビールの普及で制度自体が機能しなくなってきています。

① ビジネススタイルの転換

ごみとなるものを買わないためには、生産、流通、販売の段階で、ごみとなるものをつくらない、売らない必要があります。また、廃棄されるものはできる限り生産・販売者の責任として積極的に回収されることが望されます。

こうしたことを踏まえ、事業者としての社会的責任を意識したビジネススタイルのあり方を検討し、過剰包装の自粛、使い捨て製品の生産、販売、使用の自粛及び積極的な自主回収への取り組みを働きかけるとともに、ものを所有するのではなく機能を所有することで、ごみとなるものの排出量を減らす、レンタル・リース^{注1}やサービスサイジング^{注2}の活用について調査を進めていきます。

② 社会システムの見直し

環境への負荷が少なく、ごみの発生抑制に有効とされるリターナブル容器の普及を促進するため、効果的な普及の方法について調査を行うとともに、事業者や関係団体への働きかけを行います。また、資源回収やリターナブル容器回収に効果的とされるデポジット制度について、導入によるごみ発生抑制への効果を検証しながら調査検討を進め、リターナブル容器の普及と併せて関係者による自主的取り組みを促すための情報提供を行っていきます。

注1 レンタル・リース

どちらとも商品を貸借して使用することをさしますが、レンタルは比較的短期間の貸借であるのに対し、リースは比較的長期間の貸借をさすことが一般的です。

注2 サービスサイジング

ものではなく、機能・サービスを所有することを指します。レンタル・リースもサービスサイジングのひとつですが、古くからある家庭の置き薬や、最近では電気メーカーによる灯りのサービスサイジング（一定の契約料を支払い、蛍光灯の交換が必要な都度新しい蛍光灯に交換、古いものはメーカー引取をする）など、さまざまなビジネスが生まれてきています。

また、特に各種イベントの開催時には、紙コップや割り箸などが多量に使用されていますが、このような使い捨て製品を、衛生面を考慮しながら可能な限りリユース可能なものにする方法の検討をするとともに、各種イベントにおけるごみ減量化・分別が円滑にできる体制づくりを検討します。

③ 国等への働きかけの推進

ごみの発生抑制のためには、市が意識改革やシステム整備・指導等の施策を行う事はもちろん重要ですが、全国的な施策である各種制度の見直しや新たな制度の構築も必要となります。特に、発生抑制を中心とした制度の構築と拡大生産者責任の徹底、経済的手法の活用、処理の困難なごみの事業者回収などが確実に実行されるよう、あらゆる機会を通じ国や企業・業界団体などへの働きかけを行うとともに、市民や事業者の意識の高揚を図るため、必要な情報の収集と提供を行います。

（3）環境に配慮した活動の促進とネットワークの構築

現在、ごみ減量等の環境に配慮した自主的・主体的な活動として、地域や事業者・各家庭が個々の取り組みとして行っています。こうした取り組みの普及・定着に向け、相互の情報提供や交流の場を設けるなど、全市的に活動が広がるよう、次の施策に取り組みます。

① 家庭や地域での取り組みの促進

家庭において、ごみを排出する前に「使いきる・食べきる・水気をきる」で生ごみの減量化を図るなどの自主的な取り組みを行うことは、ごみとなるものの量を減らすためにとても大切なことです。こうした市民や地域、町内会等の市民団体が主体となった取り組みを効果的に促すための体制を整備します。

② 事業者への指導と普及啓発の促進

ごみ減量化や適正排出への取り組みは、事業所の規模によって効果的な方法が異なるため、事業所の規模に応じた啓発・指導を進めます。

特に多量のごみを排出する事業者に対しては、減量化等計画書の作成などの取り組みについて求めていくことを検討し、排出状況の調査や減量化の指導を行っていきます。また、小規模事業所の実態にあわせて自主的な減量化や資源化の取り組みが促進されるような体制の整備について検討します。

③ 事業者による環境管理の促進

事業者が主体となった、ごみ減量を含む環境管理を進めるために、取り組み方法や具体的な事例の調査・分析を行いながら、自主的な取り組みを促します。

◇市役所の率先行動の推進

市役所自らが、多量にごみを排出する排出事業者として、ごみ減量に組織的・機能的に取り組む方法を模索し、事業者の模範となる行動を進めるとともに、五所川原市役所環境保全率先行動計画に基づく地球温暖化防止とあわせて、環境負荷の低減に取り組んでいきます。

◇事業者の主体的な取り組みの促進

事業者においては、自らが排出者としてごみを減量していく取り組みを行うとともに、消費者の手に渡るごみができるだけ少なくするよう努力していく必要があります。このため、事業者が、自ら環境に配慮した事業活動を行う際の指標や、率先したごみ減量化等の取り組みに対する取り組みが安定的かつ継続的に行われるような仕組みづくりについて調査研究を行います。

④ 事業者による自主回収システムの構築

生産者や販売者には、自ら商品等として提供したもののうち不要となったものを消費者から積極的に回収し、資源化していくことが求められています。こうした回収シ

システムを構築するため、事業者による自主回収や店頭回収の充実に向けた働きかけを行うとともに、市民に対し、様々な機会を通じて、自主回収・店頭回収や事業者等による回収拠点に関する情報の提供を行います。

⑤ N P O 法人、市民団体等の育成と連携

市民が主体となって行政と連携しながら取り組むことがごみの減量化を進めるうえで有効となります。このため、ごみ問題の解決に向け取り組むN P O 法人等の育成と連携に努めます。

⑥ 情報の共有と連携

事業者、市民、行政が共通の目的意識を持って、ごみ減量化に取り組んで行く事ができるように、行政はごみ処理に関する限りの情報を開示し、ホームページや広報ごしょがわら、各種パンフレットの配付によりごみ減量に関する様々な情報を分かりやすく提供します。また、様々な市民や事業者の立場で総合的に情報や意見を交換し、お互いに啓発することのできる場を設け、連携を取るための効果的な仕組みづくりに向け、体制を整備します。

（4）ごみ処理費用の適正負担の確保

市民や事業者によるごみ減量化の取り組みを促進するには、具体的な減量施策を講じることはもちろんですが、ごみ処理に係るコスト意識を持つことで、ごみの処理方法等への関心を高め、ごみ減量の努力が報われるようなシステムづくりが今まで以上に求められることから、ごみの量に応じた処理費用を排出者自身が負担し、排出者のごみ処理に対する責任を明確にし、ごみの減量化と分別の徹底をさらに進めるために、家庭ごみにおけるごみ処理費用の適正負担に向けた取り組みを検討します。

① 家庭ごみの有料化の検討

市民の自発的で積極的なライフスタイルの見直しや、ごみの減量化に関する意識の向上を促進するとともに、資源化可能なものの分別を徹底します。このため、資源となるもの以外のごみは、排出量に応じた費用の適正負担の導入に向け、市民の理解と協力を得ながら必要な取り組みを検討していきます。

（5）食品ロスの削減の促進

食品ロスについては、国、自治体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでのフードチェーン全体で食品ロス削減運動を展開し、食品ロスの認識を啓発するなど食品ロスの削減に努めます。

また、家庭から出る生ごみを減らす取組としては、『3つのきる』（食材は使い切る・料理は食べきる・生ごみは水気を切る）を推進します。

3 市民・事業者・市が取り組むこと（役割と責務）

市 民	事 業 者	市
<ul style="list-style-type: none"> ●市や地域が行うごみ発生抑制に関する取り組みに積極的に協力する ●ごみ発生抑制に関する情報を敏感にキャッチし、地域や家庭で目標を持って発生抑制に取り組む ●商品の購入時には環境に配慮している企業や販売店を選び、値段に惑わされることなく本当に必要なものかどうか考え、無駄を無くすように心がける ●環境に配慮された製品を選び、マイバッグ、マイはし、マイカップ等の持参を習慣づけるなどして使い捨て用品の使用・購入を控える ●包装の簡素化について理解し、自ら包装を断る ●リターナブル容器入りのものを選び、リターナブル容器は取扱店に返却する ●ものを大切に、できるだけ長く使用し、修理可能なものは、修理して使う ●買い物時や調理時に工夫をして、食べ物のつくり過ぎや食べ残しを無くすようにし、外食時にも食べられる範囲で注文をする ●不要になったものは、フリーマーケットや不要品交換、バザーなどを積極的に活用し、リユースに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ発生の抑制に関する市の施策に協力するとともに、市民運動と連携を図り、積極的にごみ減量に取り組む ●目標を持ってごみの発生抑制に取り組むとともに企業内部や関係者に目標の周知徹底を図る ●長寿命製品や廃棄時にリサイクルが容易でごみの発生が最小限になるなど、環境負荷の少ない製品の開発・製造・販売をする ●使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す ●紙コップ・割り箸やアメニティ用品等、使い捨て用品の使用・提供を控える ●量り売りを行う、販売時に声かけを行うなど、包装の簡素化に取り組む ●リターナブル容器の取扱・引取を行い、消費者に対し積極的に周知する ●修理可能なものはできるだけ修理できる体制を整える ●飲食店では、衛生面等を勘案して可能な範囲で食べ残しの持ち帰りができるよう、持ち帰り容器を準備する ●レジ袋を有料化する 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理に関する情報を可能な限り開示し、市民や事業者に向けて取り組みやすい目標や具体的行動に関する情報をHP等の媒体を通じて積極的に提供する ●ごみの発生抑制や減量の努力に報いることができるような施策と、適正で公平なごみ処理費用の負担を検討する ●市民・事業者・市、各主体や相互間の情報交換や啓発の場を設ける ●市民や事業者の自発的活動の支援と啓発・誘導を図る ●ごみ排出抑制に関する施策について、モデル事業などを通じ、効果的な方法の調査・研究を進める ●市自らが計画的にごみ減量に努めるとともに、適正な進行管理・情報開示を行い、事業者への促進を図る ●多量排出事業者へ減量化計画の策定を指導する ●国や企業に対し、効果的な発生・排出抑制の推進を働きかける

第2節 資源を有効に活用するシステムづくり

1 施策の基本方向

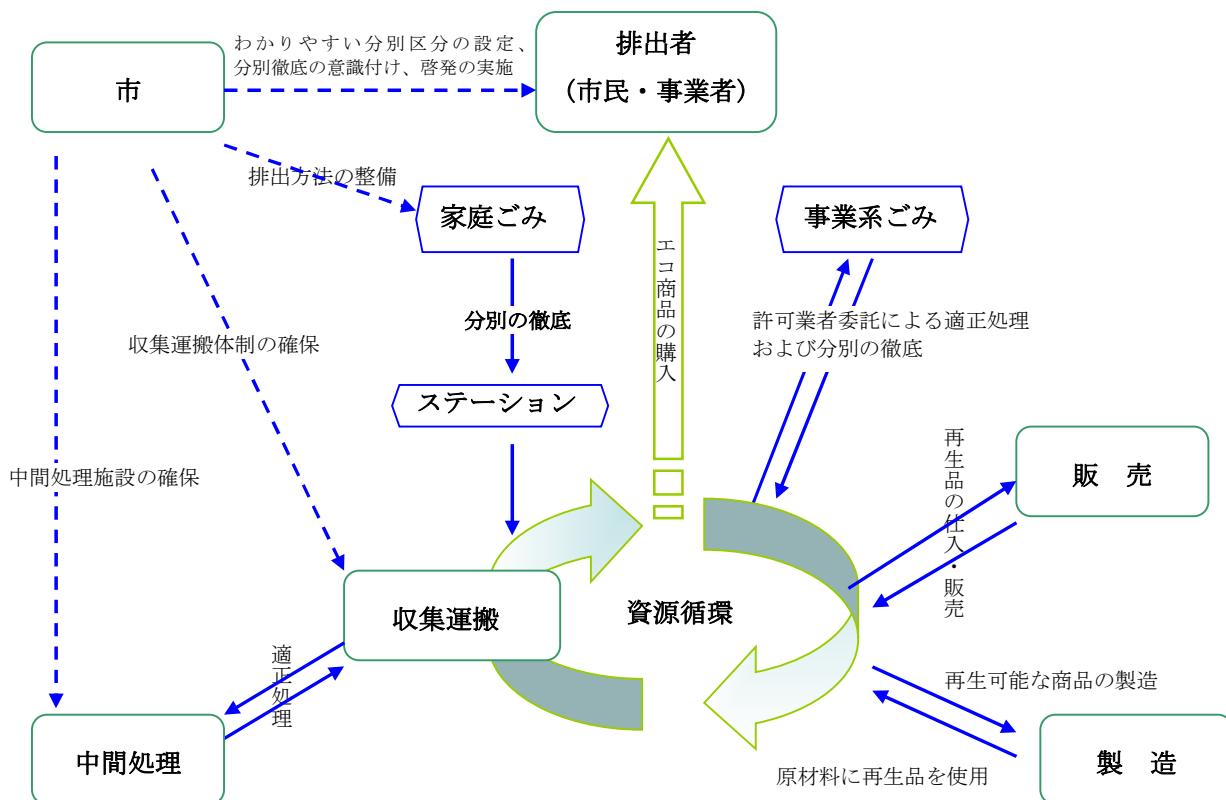
環境への負荷が少ない循環型社会の実現をするためには、ものがごみとなる事ができるだけ抑制することはもちろんですが、それでもごみが発生した際には種類や量などに応じ適正に分別したうえで、資源として有効に活用するなど、天然資源の消費をできる限り抑えていく必要があります。

これからは、さらなる分別の徹底を促すとともに、資源化可能なものについては有効活用できるよう、家庭ごみや事業系ごみの組成に応じた分別・資源化システムの確立が求められています。

そこで、資源を有効に活用するシステムづくりのために、次の点を基本に施策を展開していきます。

☆ 基本方針 ☆

- 家庭ごみの分別拡充
- 事業系ごみの分別と資源化の促進
- リサイクル産業の育成
- 再生品活用の促進



2 施策の展開

(1) 家庭ごみの分別の徹底

家庭から排出されるごみの減量化と資源化を促進するには、分別の徹底と、多種多様化するごみに応じた分別の見直しを検討することが求められています。

このため、有効な資源化ルートと効率的な収集方法を確保し、より積極的で確実な分別収集の検討をします。

① 分別品目の検討

本市では、現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源リサイクル〔缶、びん、ペットボトル〕、プラスチック類リサイクル〔容器包装プラスチック、プラスチック製品〕、紙・金属・小型電子機器等リサイクル〔新聞・チラシ、ダンボール、本・その他雑紙、紙パック、金属製品・小型電子機器等〕・不燃系粗大ごみの6品目12分別により収集しています。

また、衣類のリユース・リサイクルについては、拠点回収（市役所公用車車庫内）により実施しています。

今後、ごみ減量化を推進するための新たなごみ分別の検討を進めます。

② 分別の徹底と資源化を推進するためのシステム整備

資源化を確実に進めるためには、分別の徹底が最も重要な取り組みとなります。これまで以上に各種情報の提供や指導の徹底を図り、資源化可能なものの排出の利便性の向上と、分別の徹底と資源化の推進を図るためのシステムを整備します。

◇指導・周知啓発体制の充実

分別の徹底を図るには市民の理解と協力が必要不可欠です。そのため、広報ごしょがわらやホームページ等の活用など機会ある毎に分別方法やリサイクルに関する情報の提供を行います。

また、ごみ減量推進員を対象とした学習会等の計画と、収集業者への指導体制の強化を図り、地域や関係団体等が連携した指導体制を整備します。

◇資源物回収システムの検討

現在、家庭ごみは、多量に排出するごみと適正処理が困難なごみを除いてステーション方式による収集を行っていますが、この方法に加え、市民にとって利便性の高い排出方法を整備することで資源となるものの回収を進めるために、エコステーション（拠点）の設置による回収システムの可能性について検討を行い、資源化の促進を図ります。

（2）事業系ごみの適正処理

事業系ごみが適正に処理されるための、システムや取り組み方法の調査・分析を行い、自主的な取り組みを促します。

① 収集運搬業者への依頼

これまでも、店舗・会社・事業所から排出されるごみについては、自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼し適正に処理することが原則です。

事業系ごみの分別排出は、家庭系のごみと同様に分別とリサイクルの周知・指導の強化が必要であることから、一般廃棄物収集運搬業者への依頼が円滑に行われるための検討を進め、システムの整備を図ります。

② 自主的取り組みの促進

事業者が分別・資源化に向けた自主的取り組みを促進するために、効果的な手法の調査・検討を行うとともに、分別や資源化等について市が積極的に情報を提供し、各主体間の調整的役割を果たしていきます。

(3) リサイクル関連施設の育成

リサイクル関連施設が従来行ってきた、中間処理施設としての機能のみでなく、環境学習施設としての機能を効果的に発揮できるよう民間施設との連携を促進し、効率的なリサイクル体制の構築に向け、体制を整備します。

① 資源化ルートの確保

家庭ごみ、事業系ごみの分別に伴う資源化方法や施設の確保を図ることで、リサイクル関連事業者の育成や振興につながるよう取り組みを進めます。

② 民間リサイクル関連施設との連携

リサイクル関連施設の有効利用など、民間活力の導入を図り、本市のリサイクルシステムを補完する施設として適正なリサイクルが推進されるよう連携を促進します。

(4) 再生品活用の促進

資源循環の環を完成させ循環型社会を形成するためには、再生品を積極的に使用する事が大切です。本市においても、平成21年6月に策定した「五所川原市役所環境保全率先行動計画」に基づいて市役所での用紙購入や、その他消耗品等の購入にあたりグリーン購入^{注1}の取り組みを行っています。

こうした取り組みを継続するとともに市全域に普及させるため、再生品に関する情報や再生品取扱店に関する情報の提供など、グリーンコンシューマー運動^{注2}と連携した取り組みを進めています。

注1 グリーン購入

物品やサービスを購入する際には、環境負荷の少ないものを選んで購入することを言います。平成13年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）により、国等の機関に対しグリーン購入が義務付けられましたが、それとともに、地方公共団体や事業者・国民にも積極的グリーン購入を行うことが期待されています。

注2 グリーンコンシューマー運動

直訳すると「緑の消費者」運動。商品を購入する際に、レジ袋を受け取らない、できるだけ環境負荷の少ない製品やサービスを選ぶなど、環境に配慮した消費行動を取ることをいいます。具体的には1988年にイギリスで「グリーンコンシューマーガイド」が出され、商品に関わる環境情報が発表されてからと言われていますが、活動自体はそれ以前からあったものです。

3 市民・事業者・市が取り組むこと（役割と責務）

市 民	事 業 者	市
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と協調し、分別やリサイクルに関する市の施策に協力する ● ごみをきちんと分別する、決められた場所に出す、収集曜日・時間など排出のルールを厳守 ● よごれは軽くすすぐ、牛乳パックや段ボールは開いて縛るなど、資源として活用できるように協力する ● リサイクルに関する各種情報を積極的に集め、分別されたものがどう処理され、何になるのか、リサイクル全体についての基本的な知識や関心を持つ ● 買い物の時には、リサイクルが容易なものや、再生品を積極的に選び、循環資源の活用をはかる 	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルが容易な製品の開発・製造・販売を積極的に進め る ● 店頭回収、事業者自主回収で回収したものは適正に資源化する ● 生ごみなど自ら資源化できるものは積極的に資源化に取り組む ● 古紙のリサイクルを進め、機密文書類についても専門業者に委託してリサイクルする ● 手元で分別されたものが、きちんとリサイクルされているかどうか定期的に確認する ● 再生資源などを原材料にした製品の開発や製造、販売に努め、消費者に積極的に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの分別区分や排出ルールの周知徹底を図り、排出モラル向上のため適切な指導・啓発を行う ● リサイクルに関する各種情報を分かりやすく積極的に提供する ● 資源となるものの資源化ルートを確保・整備する ● ごみの種類や量に応じた有効なリサイクル方法の調査・研究を行う ● 市民や事業者の自主的なリサイクルへの取り組みを円滑に進めるため、事業者・市民や許可業者その他関係者間を取り持つコーディネーターの役割を果たす

第3節 安全で確実なごみ処理を進めるシステムづくり

1 施策の基本方向

地域の生活環境の保全を図り、市民のみなさんが安心して暮らすためには、ごみを安全かつ確実に処理することが環境に配慮したまちづくりを進める上で必要になります。そのため、次のとおり施策の基本方向を定め取り組みを進めます。

☆ 基　本　方　向 ☆

- 安全で適正な処理の推進
- 確実な処理体制の確保
- 不法投棄などの防止対策の推進
- 災害廃棄物処理体制の構築

2 施策の展開

安全で確実なごみ処理を進めるシステムづくりに向け、基本方向を効果的に進めるため、次のとおり施策の展開を図ります。

(1) 安全で適正な処理の推進

ごみ処理は、種類、性状、量などに応じ、生活環境に配慮した適正な処理が求められます。そのため、ごみ処理における安全性を確保しながら、生活環境保全を図るために必要な適正処理のシステム化を図るとともに、効果的なごみ処理の確立に向けた取り組みを推進します。

① 困難性を伴うごみの処理

家庭や事業系のごみの中には、自治体ではその処理に困難性を伴うものがあることから、関係機関等と連携し、安全かつ適正な処理に向けた取り組みを進めます。

◇医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療の普及に伴い家庭から排出される医療系のごみは、今後、増加することが予想されます。このため、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、その性状や種類、量に応じた排出方法、関係機関等による回収を確保し、処理にいたる適正な体制の確立に向け取り組みを推進するとともに、適正処理の普及啓発に対する取り組みと排出者、処理業者、関係機関及び関係団体等に対する指導の徹底を図ります。

◇適正処理困難廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法で定める**適正処理困難廃棄物^{#1}**のほか、危険性や有害性のあるごみ及び建築廃材等については、性状や種類に応じ、適正処理困難物や排出禁止廃棄物として位置付け、それぞれの特性によりリサイクルも含めた適正な回収・処理ルートの確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、国や関係業界等と連携した取り組みを進めます。

注1 適正処理困難廃棄物

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」は、こうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。市町村長は、適正処理困難物の処理が適正に行えるよう、製造者や販売者などの事業者に協力を求めることができ、環境大臣は、経済産業大臣など管轄の大臣に、そのための必要な措置を要請できます。

② 広域処理体制の促進

◇効果的な広域処理の促進

平成30年3月に西北五環境整備事務組合（本市及びつがる市、鶴田町、中泊町で構成）により策定された「一般廃棄物処理基本計画書」に基づき、ごみの減量・リサイクル体制確立を図るとともに、市民との協力体制づくりを進めながら、ダイオキシン類の排出基準への対応や資源リサイクル施設との効率的な処理を進めます。

（2）確実な処理体制の確保

排出されたごみは、減量化やリサイクルを進めるうえでも種類や性状、量に応じて確実に処理されることが求められています。このため、ごみの収集運搬から最終処分にいたるまで適正な処理を推進するため確実な処理体制の確保に向けて取り組みます。

① 収集運搬体制の充実

◇家庭ごみの収集運搬体制

計画区域内における家庭ごみの収集運搬は、委託により行うことを原則とする。より効率的な体制を目指すため、委託収集の役割について必要な検討を進めます。

◇収集方式の検討

多様化する市民ニーズや社会情勢の変化、市民の利便性、さらに分別の徹底を考慮して、より効果的な収集方式について調査・研究を進めます。

ごみの区分	収集日	収集方式	処理主体	備 考
燃やせるごみ	週 2回	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	
燃やせないごみ	隔週 1回	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	
プラスチック類 リサイクル	隔週 1回	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	
資源リサイクル	隔週 1回	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	缶・びん・ペットボトル
紙・金属・小型 電子機器等リサ イクル	月 1回 (市浦地区のみ 隔週 1回)	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、金属・小型電子機器
不燃系粗大ごみ	年 1回	ステーション回収	五所川原市 (業者委託)	申込制 1世帯 5品目まで
衣類	月～金 8：30～15：30	拠点回収	五所川原市 (業者委託)	衣類のみリユース

◇事業系ごみの収集運搬体制

事業系ごみは、自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼し適正に処理することが原則であることから、排出者以外の者が行う場合は、収集運搬業の許可を得ている者が行うこととします。また、収集運搬業許可業者に対する指導の徹底を図り、充実した体制の促進に取り組みます。

※市が収集・処理できないごみの一例

ごみの区分	ごみの種類	処理主体	備 考
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみ 会社、商店、工場、病院、飲食店等から出るごみや農業から排出される農作物の残渣など	事業者自らの適正な処理 または、許可業者への依頼	
適正処理が困難な廃棄物や危険物、産業廃棄物など	スプリング入りマットレス、消火器、ソファー、ガスボンベ、廃オイル、廃塗料、タイヤ、バイク、自動車、建築資材、農機具、農業廃材、ドラム缶、ホームタンク、危険物・有害物及びその容器、医療系廃棄物など	許可業者への依頼	
引越しなどで出る大量のごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源リサイクル、紙リサイクル、不燃系粗大ごみなど	自らの適正な処理または、 許可業者への依頼	
家電リサイクル	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン	自らの適正な処理または、 許可業者への依頼	
PCリサイクル	デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ	自らの適正な処理または、 許可業者への依頼	メーカー及びパソコン3R推進協会へ問い合わせ

② 中間処理体制の確保

◇効果的な中間処理体制の確保

ごみの処理をするにあたり、可能な限り中間処理を行い、減量化やリサイクルを進めることは、環境負荷の低減と循環型社会の形成を目指すうえで大変重要となります。そのため、家庭ごみの分別徹底や、排出者責任の原則を踏まえた事業系ごみに適切な対応ができるよう、民間活力の導入も視野に入れた中間処理体制の確保に取り組みます。

◇中間処理施設の適正な維持管理

中間処理施設の運転管理を行うにあたっては、生活環境に影響を与えないようダイオキシン類対策をはじめとした、それぞれの中間処理施設の特性に応じた適正な維持管理を行います。また、焼却処理については、新たな技術の動向や施設の役割等について検討し、焼却灰等の安全化、減容化、資源化を図るための調査・研究を西北五環境整備事務組合並びに構成市町とともに取り組みます。

◇プラスチック類処理施設の適正な維持管理

分別収集したプラスチック類は、手作業で選別を行い、禁忌品の混入防止と適正管理を徹底し、品質の向上をめざします。

③ 最終処分場の維持管理体制の充実

不燃物や中間処理後の残渣を処分するための処分場について、五所川原市一般廃棄物最終処分場維持管理計画書に基づき、環境に配慮した適正な維持管理を進めます。

◇適正な埋立処分の継続

搬入する不燃ごみの徹底管理により、既存施設への埋立処分、新規最終処分場への埋立処分を含め、継続的に適正な処分を行います。

◇安全・安心な施設の整備

新規最終処分場の整備にあたっては、現在の法令に適合した施設とすることはもちろんのこと、安全・安心な施設の設備に努めます。

(3) 不法投棄などの防止対策の推進

市民生活や環境にも大きな影響を及ぼすごみの不法投棄などを未然に防止するための対策を推進するとともに、適正処理へ向けた普及啓発の促進を図ります。

① 不法投棄や不適正処理の防止

◇監視・指導体制の強化

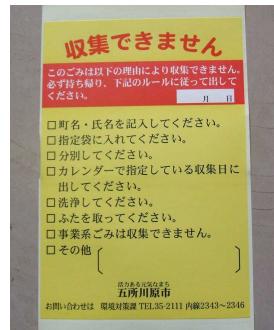
不法投棄や野焼きなどの防止とごみの適正な処理を確保するため、市によるパトロールのほか、不法投棄監視員による定期的な巡回と、取締関係機関等とも密接な連携を図り指導を強化します。

◇的確な処理の推進

不法投棄発生地域の住民や国・県・警察等関係機関との連携を図りながら、法令を遵守した適正な処理を推進します。

② 不適正排出の防止

集積場所に不適正なごみが排出された場合は、『収集できません』ステッカーにより排出者及びその地域に周知し、不適正排出の防止に努めます。



③ 普及啓発の促進

分別の徹底を図るには、市民や事業者が適正処理に関する意識を高め、市と一緒にとなって取り組むことが求められています。このため、市民、事業者、市が連携して生活環境の保全を図るため効果的な取り組みができるよう、適正処理に関する細やかな普及啓発促進の取り組みを充実させます。

また、同様に関係法令についても、情報提供の充実等により周知を図ります。

(4) 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する廃棄物の処理や、災害により一時的に町内あるいは市区域内でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、焼却処理施設や最終処分場、リサイクル施設の処理能力等を勘案しながら、廃棄物の性状に応じた適正処理や周辺自治体との連携・協力体制の構築を図ります。

(5) 火災による残存物の処理体制の構築

五所川原市の行政区域内で発生する火災に伴う残存物については、別に定める火災による残存物の処理要綱に基づき適正に処理し、罹災者の保護を図るとともに最終処分場の延命化ならびに効率的な管理運営に努めます。

第4節 環境教育の充実ときれいなまちづくりの推進

1 施策の基本方向

環境にやさしい循環型のまちづくりを目指すには、ごみを含めた環境問題に関心を寄せ、共通認識を持って社会全体で取り組むことが大変重要となります。

このため、市民や事業者・市が連携してごみの減量化・リサイクルの推進によりごみのないまちづくりに関する意識の高揚を図ります。このため、次の点を基本に施策の展開を図っていきます。

☆ 基　本　方　向　☆

- 環境教育の充実と推進
- 清潔でごみのないきれいなまちづくりの推進

2 施策の展開

施策の基本方向を確実に推進するため、次のとおり施策の展開を図ります。

(1) 環境教育の充実と推進

① 学校や家庭での環境学習の支援

ごみの適正処理や減量化・リサイクルを推進するためには、ごみを含めた環境問題について、市民や事業者に十分理解してもらうことはもちろん、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためにも、小さな頃から関心が高まるよう意識を啓発することが重要です。

そのため、ホームページや広報ごしおがわら、各種パンフレットの配付によりごみ減量に関する様々な情報を分かりやすく提供するほか、学校への出前講座の実施など、より充実した環境学習の支援に取り組みます。

② 積極的な普及啓発の推進

市民や事業者・市がごみ処理に関する知識・情報を共有し、それぞれが求める情報を的確に提供できることが求められています。

そのため、ごみ処理が身近な問題として世代を越え意識が高まるよう、町内会や各種団体に対する出前講座、体験学習や施設見学会など参加型事業の検討をするとともに、ホームページや広報ごしおがわら、各種パンフレットの配付による情報提供の強化を図るなど、地域及び市民団体と連携した積極的な普及啓発に取り組みます。

③ グリーンコンシューマー活動の普及推進

市民が自ら環境に配慮した行動を取るため、環境に配慮した消費行動であるグリーンコンシューマー活動の普及を市民団体等とも連携して推進し、市民のごみ減量や環境負荷低減への意識付けを図るとともに、生産者や販売事業者の自発的な環境に配慮した取り組みを促進します。

(2) 清潔でごみのないきれいなまちづくりの推進

① 市民や地域が一体となった活動の推進

本市では、春のクリーン作戦や各種美化活動等により、市民意識の高揚を図るとともに、清潔できれいなまちづくりを市民とともに目指してきました。

今後は、ごみのポイ捨てや環境美化に対する市民の意識や関心が高まり、市民一人ひとりの自覚やモラル、マナーの向上がより一層図られるよう、市民や地域、事業者が一体となった取り組みを進めます。また、地域清掃など市民参加による清掃ボランティア活動が促進されるよう実施団体の育成・指導を行い、効果的かつ実効性のある取り組みを進めます。

② ごみステーションの適正管理

きれいなまちづくりを進めるうえで、ごみステーションを適正に管理することは、極めて重要です。このため、ごみステーションのパトロール強化やごみの適正な排出に関する啓発活動を充実させるとともに、ごみ減量推進員や町内会など地域住民と連携して排出ルールの徹底や排出マナーの向上に向けて指導体制を強化します。

第5章 計画推進のために

第1節 市民や事業者との協働による取り組みの展開

1 市民・事業者・市の役割分担

ごみ処理に関する計画や施策を確実かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務について共通認識を持ち共に行動するため、連携・協力を強化することが重要です。

このため、次に示す協働して取り組むための各主体の役割と責務の分担を基本に施策が推進できるよう体制の構築を進めます。

市 民	事 業 者	市
<ul style="list-style-type: none">● もったいないという考え方のもと、ごみを出さないための生活様式を徹底する。● ごみ減量やリサイクルの向上を図るため、自主的な処理を進める。● 分別を徹底し排出マナーやルールを守る。● ごみの減量やリサイクル、適正な処理に関し、地域や行政と連携しながら取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none">● ごみを自らの責任で適正に処理する事業者の自己処理責任の原則を徹底する。● 適正な処理をするため、収集運搬許可業者に委託する。● 再使用や再生品の利用拡大に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルの自主的な取り組みを進める。● ごみの適正処理に関する市の施策に協力する。● 長寿命製品やリサイクル可能な製品の開発などを行い、最終的に処理されるまでの責任を持つなど、拡大生産者責任の実行に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">● 市民や事業者の自主的な減量化・資源化の活動の支援と促進を図る。● 循環型社会を目指すための必要な施策を展開し、ごみの発生・排出の抑制と減量化リサイクルを推進する。● 生活環境の保全に配慮した適正なごみ処理と、経済的な行政運営を進める。● 情報の提供や公開、環境教育の充実を図るとともに、減量化・リサイクルの普及啓発を推進する。

第2節 計画の進行管理と評価

1 進行管理体制の充実

ごみ処理に関する法令や廃棄物処理の動向を的確に把握しながら、効果的に施策を展開することで基本計画を確実に推進し実効性のあるものとするため、本計画の推進にあたっては、Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Action（見直し）の一連の作業を繰り返し行うPDCAサイクルにより、進行管理体制の充実を図ります。

2 評価体制の確立

（1）基本計画の評価

数値目標の達成状況や施策の実施計画等への反映状況など、計画の進捗状況につい

て点検を行うとともに、事業効果について分析しながら評価を行い、個別施策については適宜、再検討や見直しを行うなど、状況の変化に適切に対応していきます。

また、評価は行政内部にとどまらず、客観的な評価を得るため、附属機関である廃棄物減量等推進審議会を含めた外部からの評価も導入することにします。

（2）市民・事業者の自主的な取り組みの評価

ごみの減量化・資源化に関して市民や事業者の自主的な取り組みを促進する事業について、実施状況の把握を行いながらその効果について評価・点検をし、施策を推進します。

（3）公表

基本計画に基づく具体的な施策の実施状況などについては、広報ごしょがわら及びホームページに掲載し、市民に広く公表します。

參考資料

総括的事項

ごみ処理事業に係る経費（平成30年度実績）

○歳入

(単位：千円)

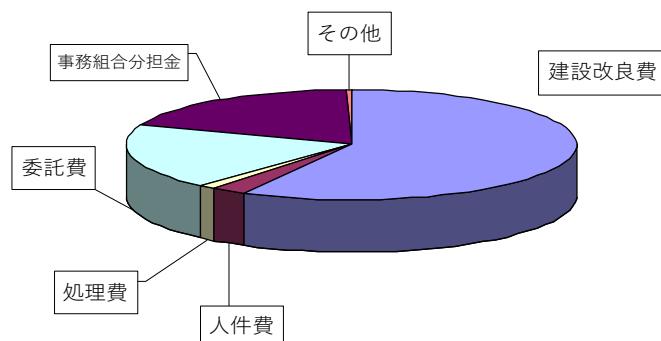
		ごみ	し尿
特定財源	国庫支出金	237,354	0
	都道府県支出金	0	0
	地方債	477,200	0
	使用料及び手数料	547	0
	その他	5,837	0
	小計	720,938	0
一般財源		512,746	157,934
合計		1,233,684	157,934

○歳出

(単位：千円)

		ごみ	し尿
建設・改良費	中間処理施設	254	0
	最終処分場	389,429	0
	その他	0	0
	調査費	7,613	0
	組合分担金	317,641	0
	小計	714,937	0
処理及び維持管理費	人件費	30,316	0
	収集運搬費	259	0
	中間処理費	0	0
	最終処分費	15,488	0
	車両等購入費	0	0
	収集運搬費	118,036	0
	中間処理費	68,447	0
	最終処分費	47,481	0
	その他	0	0
	組合分担金	234,520	157,934
調査研究費		0	0
小計		514,547	157,934
その他		4,200	0
合計		1,233,684	157,934

処理事業経費割合



ごみ処理量の状況

(県内10市及び近隣自治体/平成30年度実績)

市町村名	※ 総人口 (人)	ごみ排出量 (t)	ごみ処理量合計 (t)	直接 焼却量 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼却以外 の中間処理量 (t)	直接資源化量 (t)	中間処理後再生利 用量 (t)	最終処分 量 (t)
青森市	285,014	107,711	102,717	81,524	11,446	9,699	48	10,987	15,985
弘前市	172,391	71,888	70,364	60,356	2	8,938	1,068	4,212	8,722
八戸市	230,365	81,101	80,589	67,122	396	13,071	0	10,266	8,894
黒石市	33,607	11,774	11,394	8,788	0	1,779	827	301	1,848
五所川原市	54,867	20,681	20,681	16,235	1,217	1,037	2,192	1,037	3,092
十和田市	61,768	22,235	21,773	19,217	0	1,837	719	3,634	286
三沢市	39,979	15,968	15,929	13,819	0	1,014	1,096	240	2,760
むつ市	58,145	23,046	21,947	19,353	0	2,240	354	4,189	0
つがる市	32,757	10,171	10,172	7,687	834	696	955	696	1,645
平川市	31,487	10,221	9,806	7,990	0	1,799	17	856	1,104
板柳町	13,772	4,098	4,098	3,485	96	454	63	220	660
鶴田町	13,034	3,577	3,352	2,838	83	431	0	387	399
中泊町	11,195	3,499	3,499	2,641	467	391	0	381	762
鰺ヶ沢町	10,083	3,563	3,534	3,031	70	327	106	111	644
深浦町	8,288	2,917	2,863	2,324	67	368	104	156	522

※ 総人口：平30年10月1日現在人口

市町村名	1人1日当たり のごみ排出量 (g)	リサイクル率 (%)	1人1日当たり の資源化量 (g)	1人1日当たり の最終処分量 (g)
青森市	1,035	14.9	154	154
弘前市	1,142	9.5	108	139
八戸市	965	13.3	128	106
黒石市	960	12.8	123	151
五所川原市	1,033	15.6	161	154
十和田市	986	21.7	214	13
三沢市	1,094	8.5	93	189
むつ市	1,086	24.5	266	0
つがる市	851	16.2	138	138
平川市	889	12.6	112	96
板柳町	815	6.9	56	131
鶴田町	752	17.1	129	84
中泊町	856	10.9	93	186
鰺ヶ沢町	968	6.9	67	175
深浦町	964	11.3	109	173

「もったいない・あおもり県民運動」 行動宣言（抜粋）

私たちが先人から受け継いだふるさと青森県は、世界自然遺産白神山地をはじめ優れた自然環境に恵まれ、祖の生命の循環は、私たちの生活に潤いと恩恵をもたらしてきました。

一方で、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、深刻なごみ問題を引き起こし、また、国際的にも天然資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題に直面しています。

国内では循環型社会の形成に向けて3Rの取組が進展していく中、本県の豊かな自然環境を将来世代に確実に引き継ぐためには、資源が循環し、環境負荷の少ない、地球にやさしい「持続可能な青森型社会」の形成が益々重要となっています。

今こそ、私たちは古の知恵と精神に学び、これまでのライフスタイルを見直し、「もったいない」を合言葉に、県民一丸となってごみ減量とリサイクルに取り組み、共感と行動の輪を広げていくことを宣言します。

「もったいない・あおもり県民運動」への取り組み

◇「もったいない・あおもりルール」

◎ごみ減量・リサイクル7か条

- 1) 容器包装ごみを減らします。
- 2) 家庭から出る生ごみを減らします。
- 3) 職場から出るごみを減らします。
- 4) 生活用品や事務機器などは長く、大切に使用します。
- 5) ごみは市町村のルールにしたがって分別して出します。
- 6) 地域ぐるみで、資源ごみ（9品目）のリサイクルに取り組み、特に紙類のリサイクルを徹底します。
①缶（アルミ・スチール）、②ガラスびん（無色・茶色・その他）、③ペットボトル、④プラスチック製容器包装（白色トレイなど）、⑤紙製容器包装（紙パック）、⑥新聞、⑦雑誌、⑧段ボール、⑨その他紙
- 7) イベントなどで出されるごみも分別・リサイクルします。

◇各主体による取組ルール

ルール1 ~県民の取組~

- (1) 買い物にはマイバッグなどを持参し、レジ袋や過剰な包装は断ります。
- (2) 使い捨て商品は避け、詰め替え商品や繰り返し使用できる商品を選択的に選びます。
- (3) 食品の買いつぎや、料理の作りすぎに気をつけます。
- (4) 生ごみは、堆肥化して利用するか、十分に水を切ってから出します。
- (5) 生活用品については、フリーマーケットやリサイクルショップなどを積極的に活用して、有効利用に努めます。
- (6) ごみを出すときは、市町村のルールにしたがってきちんと分別して出します。
- (7) 市町村による回収のほか、地域の集団回収や販売店による店頭回収に協力し、資源ごみ（9品目）の分別・リサイクルを徹底します。
- (8) イベントなどに参加したときは、ごみが出ないように心がけ、ごみを捨てるときは主催者のルールにしたがってきちんと分別し、リサイクルに協力します。

ルール2 ~排出業者の取組~

- (1)繰り返し使用できる製品やエコマーク商品などを優先して購入します。
- (2)両面コピーや使用済み用紙の裏面利用、使用済み封筒の再利用など、紙ごみの減量に取り組みます。
- (3)特に多くのごみを出す事業者は、ごみの減量に関する計画を作成するなど、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組みます。
- (4)事務機については、中古品やリース・レンタル品を積極的に利用し、不要となったものは他部署での再利用など有効利用に努めます。
- (5)ごみを出すときは、市町村のルールにしたがい、責任をもって分別・処理します。
- (6)市町村による受け入れや資源ごみ回収業者を活用するなどにより、資源ごみ（9品目）のリサイクルを徹底します。
- (7)職場から出る紙ごみは、古紙回収業者の利用や、オフィス町内会^{注1}などの共同処理に参加することにより、古紙リサイクルを徹底します。
- (8)イベントなどの開催にあたっては、ごみが出ないよう努めるとともに、ごみが出る場合も、きちんと分別・リサイクルされるようにします。

注1 オフィス町内会

複数の事業所が協力して紙ごみを出すことで、回収業者の運送費に見合うよう経済的・効率的に回収する方式。

ルール3 ~販売事業者の取組~

- (1)マイバッグなどの持参を呼びかけ、レジ袋の無料配付中止や簡易包装・ノ一包装に取り組みます。
- (2)詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、エコマーク商品などの販売を促進します。
- (3)ばら売りや量り売りを推進します。
- (4)容器包装ごみ（5品目）の店頭回収を行います。
※①缶、②ガラスびん、③ペットボトル、④白色トレイ、⑤紙パック
- (5)商品の使用済みの廃プラスチック容器を回収し、再利用やリサイクルに努めます。

ルール4 ~市町村の取組~

- (1)コンポスト容器^{注2}の利用を促進するなど、家庭から出る生ごみ減量のための普及啓発などに取り組みます。
- (2)特に多くのごみを出す事業者に対しては、ごみの減量やリサイクルを促すための普及啓発や指導に努めます。
- (3)ごみの分別・排出状況の監視に努め、不適正な分別・排出には直接指導や警告ステッカーを貼付するなど、適正な分別・排出を推進します。
- (4)資源ごみ（9品目）の分別回収を行います。（ただし、集団回収や店頭回収など、市町村以外で回収が行われている品目は除きます。）
- (5)集団回収に対する支援など、地域ぐるみで資源ごみの回収が行われるよう努めます。
- (6)職場から出る紙ごみがリサイクルされるよう、普及啓発や搬入の抑制などに努めます。

注2 コンポスト容器

コンポスト容器とは、生ごみを堆肥化するために使用される容器のことです、市販されているものもありますが、段ボールなどで代用することもできます。

ルール5 ~県の取組~

- (1)市町村や関係団体などと協力して、「もったいない・あおもりルール」の普及・浸透を図ります。
- (2)県民や事業者による「エコライフ宣言」登録や、市町村の取組状況をホームページで掲載するなどにより、「もったいない・あおもりルール」の進行管理を行います。
- (3)毎年度の各市町村におけるごみ処理状況を公表します。



もったいない・あおもり県民運動推進会議事務局

【青森県環境生活部環境政策課】

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL(017)734-9249 FAX(017)734-8065

もったいない・あおもり県民運動 URL

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/mottaina.i.html>

○五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 3 月 28 日五所川原市条例第 123 号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

(2) 一般廃棄物 廃棄物のうち法で定める産業廃棄物以外のものをいう。

(3) 市民 市内に居住する者又は市内の土地若しくは建物の占有者（占有者がいる場合は管理者とする。）をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

2 市民は、清掃の実施等相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収、再利用等を行うことにより廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年五所川原市条例 23 号〕

(一般廃棄物の処理計画)

第6条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(一般廃棄物の分別排出方法等)

第7条 市民は、市長の指示する方法に従い一般廃棄物を適正に分別し、排出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設への搬入)

第8条 市が設置する一般廃棄物最終処分場へ一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物にあっては、市長が特に必要と認めるものに限る。）を搬入しようとする者は、市長の搬入許可を受けなければならない。

2 市が設置するプラスチック類処理施設にプラスチック類（法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類及び容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条の表7の項中欄に掲げる物を除く。）を搬入しようとする者は、市長が指示する方法に従い搬入しなければならない。

一部改正〔平成27年五所川原市条例23号〕

(一般廃棄物の処理手数料)

第9条 法第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の処理について徴収する手数料は、[別表第1](#)に定めるところによる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を免除することができる。

(一般廃棄物処理業の許可等)

第10条 法第7条の規定により、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を得た者が、その更新をしようとするときも同様とする。

2 前項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 許可業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 許可業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、速やかに市長に届け出てその再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等の手数料)

第11条 前条の規定に基づく事務について徴収する手数料は、[別表第2](#)に定めるところによる。

2 前項の手数料は、その申請の際に徴収する。

(許可の取消し及び業務の停止命令)

第12条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の一部若しくは全部の停止を命ずることができる。

(1) 法令の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、許可業者として不適当と認める客観的かつ具体的な理由のあるとき。

(技術管理者の資格)

第13条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において

同じ。) の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくは化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

追加〔平成25年五所川原市条例8号〕、一部改正〔平成31年五所川原市条例5号〕

(投棄の禁止)

第14条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

一部改正〔平成25年五所川原市条例8号〕

(焼却の禁止)

第15条 何人も、法第16条の2に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一部改正〔平成25年五所川原市条例8号〕

(市又は市が指定する者以外の収集又は運搬の禁止)

第16条 市又は市が指定する者以外の者は、市が指定する場所に排出された一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

追加〔平成19年五所川原市条例20号〕、一部改正〔平成25年五所川原市条例8号〕

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年五所川原市条例20号・25年8号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年五所川原市条例第 27 号）、金木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 57 年金木町条例第 13 号）又は市浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 13 年市浦村条例第 14 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日五所川原市条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日五所川原市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 19 日五所川原市条例第 23 号）

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日五所川原市条例第 5 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

区分	処理内容	金額
第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物	埋立処分	100 キログラムまでごとに 200 円
第 8 条第 2 項に規定するプラスチック類	中間処理	10 キログラムまでごとに 20 円

全部改正〔平成 27 年五所川原市条例 23 号〕

別表第 2（第 11 条関係）

区分	金額
一般廃棄物処理業の許可（新規・更新）申請手数料	1 件につき 2,000 円
一般廃棄物処理業の事業範囲変更の許可申請手数料	1 件につき 2,000 円
許可証の再交付申請手数料	1 件につき 500 円

○火災による残存物の処理要綱

(目的)

第1 今日の廃棄物行政を取り巻く環境は厳しく、リサイクルの推進等の施策を講じても、廃棄物の排出量の増加傾向に歯止めがかかる状況にある。これに伴い、五所川原市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の延命化は重要な課題となっている。

そこで、今日最終処分場に搬入される火災に伴う残存物を適正に処理することで、り災者の保護を図るとともに最終処分場の延命化並びに効率的な管理運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）残存物：火災によって生じた廃棄物をいう。

（2）申請者：住宅等の所有者で災した者

(搬入対象)

第3 火災の残存物を最終処分場へ搬入する場合について、この対象となるのは、五所川原市の行政区域内の建物うち、生活の用に使用されていた個人住宅及び車庫とする。

ただし、営利を目的とした事務所・店舗及び倉庫等については対象外とするが、住宅と併設になっている場合等については、別に協議することとする。

(搬入許可申請)

第4 火災による残存物を最終処分場に搬入し、処分を希望する申請者は「五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年五所川原市規則第93号。以下「規則」という。）第4条第1項」に基づく一般廃棄物搬入許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(最終処分場への搬入許可の決定)

第5 一般廃棄物搬入許可申請書による申請があったとき、市長はその申請をもとに残存物を確認し適切な処理が行なわれるよう申請者に対し指示・指導するものとする。

許可にあたっては、「市において処分可能なものが一般廃棄物に限定されること及び建設廃材は産業廃棄物として適正処理されなければならない」という原則に基づき、分別し搬入することを条件に許可するほか、申請毎に必要に応じた搬入条件を付したうえで「規則第4条第2項」に基づく一般廃棄物搬入許可決定書（様式第2号）を交付するものとする。

(最終処分場への搬入許可の取り消し)

第6 申請者が許可条件に違反し、又は市長の指示・指導に従わない場合、市長は申請者に対し火災による残存物の搬入を停止し、又は搬入許可の取り消しを行うことができる。

(一般廃棄物処理手数料の免除申請)

第7 火災による残存物を最終処分場に搬入する際に、処理に要する手数料について免除を希望する申請者は「規則第6条第1項に基づく一般廃棄物処理手数料免除申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の免除の決定)

第8 一般廃棄物処理手数料免除申請書による申請があったとき、市長はり災者の経済的負担等を考慮し可否を決定することとし、免除の可否の決定にあたっては、り災した物件の火災保険

への加入状況について審査し、火災保険により相応の補償が受けられるものについては免除の対象としない。

免除の可否を決定したときは当該申請者に対し、「規則第6条第2項」に基づく一般廃棄物処理手数料免除決定書（様式第7号）により通知しなければならない。

(免除措置の取り消し)

第9 申請の事実に虚偽の内容があった場合、市長は申請者に対して免除の決定を取り消し、一般廃棄物処理手数料を請求することとする。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

五所川原市災害廃棄物処理計画(抜粋)

1 - 2 広域災害のケースの想定災害の設定

(1) 五所川原市地域防災計画の被害想定

平成 24 年度から平成 25 年度及び平成 27 年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想されている。

表 1-2-1 青森県被害想定調査における想定地震の概要

想定地震の名称	概要
太平洋側海溝型地震 (出典 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・1968 年の十勝沖地震(M7.9)及び 2011 年の東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定。 ・概ね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードは Mw9.0 と想定。 ・津波は太平洋沿岸で発生。
内陸直下型地震 (出典 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究所(2009))」により内断層北に海底活断層が推定されたことに基づく震源モデル。 ・概ね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードは Mw6.7 と想定。 ・津波は陸奥湾沿岸で発生。
日本海側海溝型地震 (出典 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・1983 年の日本海中部地震の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮し、震源モデルを設定。 ・概ね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードは Mw7.9 と想定。 ・津波は日本海沿岸で発生。

表 1-2-2 五所川原市における被害想定

(五所川原市)

想定地震	死者・負傷者数	建物全半壊数
太平洋側海溝型地震	350 人	3,470 棟
日本海側海溝型地震	680 人	5,880 棟
内陸直下型地震	40 人	230 棟

(参考：青森県)

想定地震	死者・負傷者数	建物全半壊棟数	津波第 1 波到達時間
太平洋側海溝型地震	47,000 人	201,000 棟	30 分～60 分
日本海側海溝型地震	11,400 人	53,000 棟	6 分～30 分
内陸直下型地震	12,900 人	64,000 棟	1 分～5 分

出典：五所川原市地域防災計画 地震災害対策編（五所川原市防災会議、平成 30 年 3 月）

1-3 局所災害のケースの想定災害の設定

五所川原市は被災しているものの周辺自治体は被災が僅少で災害廃棄物の発生がほとんどない程度の災害（局所災害のケース）として、水害による想定災害を設定する。

従来、洪水浸水想定区域は、水防法（昭和 24 年 法律第 193 号）に基づき、堤防の設計等の河川整備において基本となる降雨（計画規模降雨）を対象として設定されていた。現在は、これまでの想定を超える浸水被害が多発していることから、平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）を対象とした浸水想定区域への見直しが行われている。

岩木川については、平成 29 年に国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を見直している。水害は表 1-3-1 に示した想定最大規模降雨による洪水浸水区域に基づいて想定災害を設定する。

表 1-3-1 水害における降雨規模の想定

想定最大規模降雨	岩木川流域の 24 時間降雨量 279mm
----------	-----------------------

2-1 広域災害（地震災害）の推計

（1）推計計算の方法

地震災害については、青森県被害想定調査において災害廃棄物発生量が推計されており、本検討では、これらの推計値を引用した。青森県被害想定調査における推計手順を図 2-1-1 に示す。

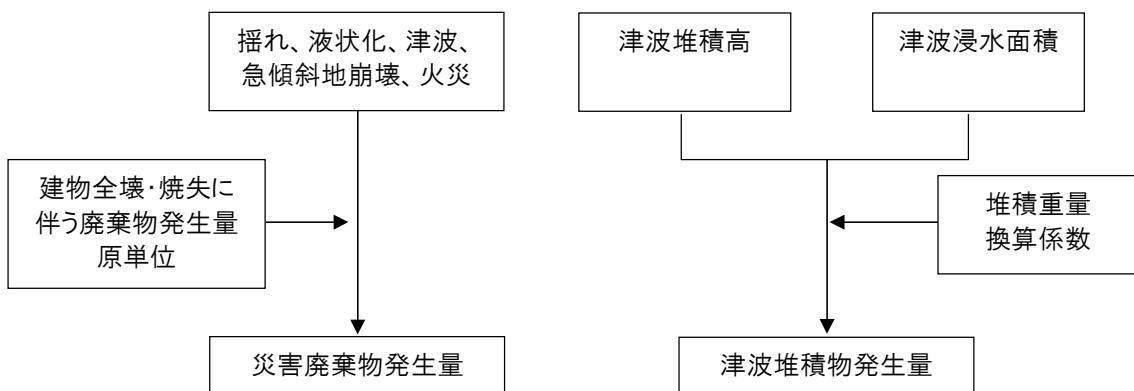


図 2-1-1 災害廃棄物の予測フロー

（2）予測式

1) 予測式及び発生原単位

予測式を以下に示す。

$$\begin{aligned} [\text{災害廃棄物発生量(t)}] &= [\text{1棟あたりの平均延床面積(137.959m}^2\text{)}] \\ &\times [\text{廃棄物発生量原単位(t/m}^2\text{)}] \\ &\times [\text{解体建築物の棟数(全壊棟数)}] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} [\text{津波堆積物発生量(t)}] &= [\text{津波堆積物の堆積高(m)}] \times [\text{津波浸水面積(m}^3\text{)}] \\ &\times [\text{体積重量換算係数(t/m}^3\text{)}] \end{aligned}$$

2) 発生原単位

項目	木造可燃	木造不燃	鉄筋可燃	鉄筋不燃	鉄骨可燃	鉄骨不燃
原単位[t/m ²]	0.194	0.502	0.120	0.987	0.082	0.630

3) 津波堆積物の堆積高等

東日本大震災における測定結果より、津波堆積物の堆積高を4cmとする。体積重量換算係数としては、国立環境研究所の測定結果（体積比重2.7g/cm³、含水率約50%）を用いて $(2.7+2.7)/(1.0+2.7)=1.46\text{t}/\text{m}^3$ とする。

4) 廃棄物組成

災害廃棄物の品目別の組成は、青森県災害廃棄物処理計画に示された可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の廃棄物の組成比率から推計した。なお、品目別の災害廃棄物発生の算出のための組成比率は、災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）技術資料【1-11-1-1】より、東日本大震災の実績（宮城県＋岩手県）の数値を採用したものである。

【品目別の災害廃棄物発生量の推計式】

$$\text{品目別の災害廃棄物発生量(トン)} = \text{災害廃棄物発生量(トン)} \times \text{廃棄物の種類別割合}$$

表 2-1-2 震災による災害廃棄物の組成

項目	種類別割合
可燃物	18.0 %
不燃物	18.0 %
コンクリートがら	52.0 %
金属	6.6 %
柱角材	5.4 %

(3) 推計結果

表 2-1-3 日本海側海溝型地震による災害廃棄物の推計結果

分類		発生量 (t)	割合 (%)
震災廃棄物	可燃物	14,400	18.0
	不燃物	14,400	18.0
	コンがら	41,600	52.0
	金属	5,280	6.6
	木くず(柱角材)	4,320	5.4
	計	80,000	100.0
津波堆積物		473,000	
合計		553,000	

2-2 局所災害（水害）の推計

（1）推計の手順及び推計方法

図2-2-1に水害廃棄物発生量推計のながれを示し、表2-2-1に算出条件を示す。

局所災害として設定した水害による廃棄物は、表2-2-2に示す浸水想定区域における被害区分別の世帯数に発生原単位を乗じることにより推計した。

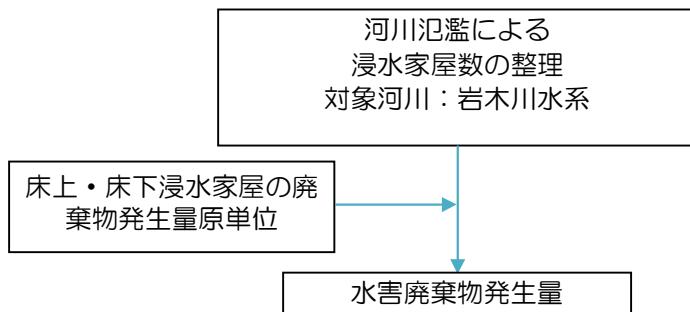


図2-2-1 水害廃棄物発生量推計のながれ

表2-2-1 水害廃棄物発生量推計の算出条件

発生原単位*	4.60 t/世帯(床上浸水) 0.62 t/世帯(床下浸水)
被害区分と 浸水深	床上浸水： 浸水深 0.5m 以上 床下浸水： 浸水深 0～0.5m
水害廃棄物量	水害廃棄物量(t) = $4.60 \times \text{床上浸水世帯数} + 0.62 \times \text{床下浸水世帯数}$

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月,環境省）【技14-2】

表2-2-2 被害区分別の家屋世帯数 [単位：世帯数]

被災区分		合計
床上浸水	床下浸水	
14,635	489	15,124

（2）廃棄物組成の設定

水害廃棄物の組成設定は、災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月,環境省）【技14-2】を参考に、表2-2-3に示すとおりとした。

表2-2-3 水害による災害廃棄物の組成

項目	種類別割合
可燃物	4.4%
不燃物	83.1%
コンクリートがら	9.9%
金属	0.6%
柱角材	2.1%

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月,環境省）【技14-2】を一部修正

(3) 推計結果

局所災害による災害廃棄物発生量の推計結果を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 局所災害による災害廃棄物発生量の推計結果

項目	種類別割合	発生量(t)
可燃物	4.4%	2,975
不燃物	83.1%	56,196
コンクリートがら	9.9%	6,695
金属	0.6%	406
柱角材	2.1%	1,420
合計	100%	67,692

2 - 3 廃家電類

表 2-3-2 廃家電の発生原単位の設定

種別	1 棟あたり発生量(台/棟)			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
テレビ	0.9	0.9	0.9	0
冷蔵庫	1.1	1.1	1.1	0
洗濯機	0.6	0.6	0.6	0
エアコン	0.8	0.8	0.8	0
廃家電類計	3.4	3.4	3.4	0

【廃家電類の推計式】

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| テレビ : | (全壊棟数+半壊棟数+床上浸水) × 0.9 台 |
| 冷蔵庫: | (全壊棟数+半壊棟数+床上浸水) × 1.1 台 |
| 洗濯機: | (全壊棟数+半壊棟数+床上浸水) × 0.6 台 |
| <u>エアコン:</u> | <u>(全壊棟数+半壊棟数+床上浸水) × 0.8 台</u> |
| 廃家電類全体: | (全壊棟数+半壊棟数+床上浸水) × 3.4 台 |

(2) 推計結果

1) 広域災害（地震災害）

日本海側海溝型地震による廃家電発生量の推計結果を表 2-3-3 に示す。

表 2-3-3 日本海側海溝型地震による廃家電の推計結果

品目	原単位 (台/棟)	被災区分		発生量 (台)
		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
テレビ	0.9	880	5,000	5,292
冷蔵庫	1.1			6,468
洗濯機	0.6			3,528
エアコン	(水害) 0.8			4,704

局所災害による廃家電発生量の推計結果を表 2-3-4 に示す。

表 2-3-4 局所災害（水害）による廃家電の推計結果

品目	原単位 (台/棟)	被害区分	発生量
		床上浸水(世帯)	(台)
テレビ	0.9	14,635	13,172
冷蔵庫	1.1		16,099
洗濯機	0.6		8,781
エアコン	0.8		11,708

2 - 4 避難所から排出される生活ごみ

(1) 推計式

避難所における生活ごみ発生量は、青森県災害廃棄物処理計画に示された推計式に基づき推計した。なお、水害を想定した局所災害のケースでは避難者人数の設定ができないため、生活ごみの推計対象外とした。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位 (g/人日)}$$

発生原単位：各市町村の生活系ごみの発生原単位

■ 避難所ごみ発生量の推計式の与条件

避難者数：2,600 人

青森県被害想定調査（青森県、平成 27 年）の被害想定結果の日本海側海溝地震の避難者数 2,600 人を適用

五所川原市の 1 人 1 日当たりの生活ごみ排出量 645(g/人・日)

平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省、平成 31 年 4 月）より、1 人 1 日当たりの排出量として示された「生活系ごみ（生活系ごみ搬入量 + 集団回収量）」を適用

(2) 推計結果

広域災害（地震災害）の想定ケースとした日本海側海溝型地震による避難者人数に基づき推計した結果を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 広域災害の場合の発生量（地震災害）

避難者人数 (人)	発生原単位 (g/人・日)	避難ごみ量 (t/日)
2,600	645	1.7

7. 災害発生時の初動体制の計画

7-1 初動対応の計画

(1) 初動対応の期間の設定

【初動対応計画における対象期間の設定】

発災後、安全確保の活動に続き処理体制を構築して、災害廃棄物に係る生活環境保全上の支障を防止し、災害廃棄物処理実行計画を策定するまでの、概ね1ヶ月程度を対象期間とする。

災害初動期では人命確保、人命救助、応急期は人命保護、行方不明者の捜索、避難所対応が最優先されて取組むべき事項となる。特に、1,000人以上の死傷者が想定される甚大災害においては、災害廃棄物処理の担当も上記の活動に重点をおいた対応が求められる。

ただし、人命確保、人命救助が求められる状況においても、人の生命及び健康へのリスクに関する有害物質や爆発性等のある災害廃棄物への対応は実施すべきであり、道路啓開に伴う有害物質の漏洩防止、爆発性、危険性廃棄物への対応については、現状を把握し、支援要請を行う等により人的被害を最小限にとどめる必要がある。

また、応急期・復旧期においても、避難所対応が中心となるが、感染病等の防止のための腐敗性廃棄物への対応、非避難者の保護の観点からの生活主要道路等の災害廃棄物の速やかな撤去は、可能な範囲で実施すべき事項である。

そこで、初動対応の計画では、災害規模に応じた災害廃棄物処理に関するタイムラインを整理し、優先的に実施すべき事項を示すことで、生活環境保全上の支障の発生を最小限とする災害廃棄物処理を遂行していくこととなる。したがって、以下では、初動対応として初動期から応急期までの1ヶ月程度のうちに、災害廃棄物の処理に関して、早急な対応を求められる行動を中心に整理するものとする。

発災後からの災害の対応フェーズと災害廃棄物処理に関して、優先的に実施すべき事項を整理したものを表7-1-1に示す。

表7-1-1 災害対応のフェーズと災害廃棄物処理の実施すべき事項の関係[参考]

災害対応フェーズ			災害廃棄物処理	
分類	主な取組み	時間	優先する事項	大規模災害時でも実施すべき事項
初動期	人命確保 人命救助	約3日=72時間 (10 ² 時間)	① 人の生命及び健康へのリスクを最小限に抑える(安全の確保、衛生管理)	・ 道路啓開に伴う廃棄物への対応 ・ 有害物質の漏洩防止 ・ 爆発性、危険性廃棄物への対応
応急期	人命保護 行方不明者捜索 (避難所対応)	約1ヶ月 (10 ³ 時間)	② 環境へのリスク低減	・ 腐敗性廃棄物の対応 ・ 処理方針の検討 ・ 災害廃棄物の撤去
復旧期	社会ストック回復 (避難所解消)	約1年 (10 ⁴ 時間)	③ 地域社会への貢献	・ 処理の実施 ・ 復興資材としての活用
復興期	産業等の回復	約10年 (10 ⁵ 時間)	④ 計画的な対応・処理	・ 処理の推進

赤枠み：初動対応計画における対象期間